

第8章

施策の体系

1

健康・福祉

2

子ども・教育

3

平和・文化・市民生活

4

緑・環境

5

都市基盤

6

行財政



*は巻末の
用語集参照

1

健康・福祉

Health & Social Welfare



この分野の施策は、一人ひとりの命を守り、誰もがいきいきと安心して住み続けられる「支え合いのまち」を築いていくことを目的とする。

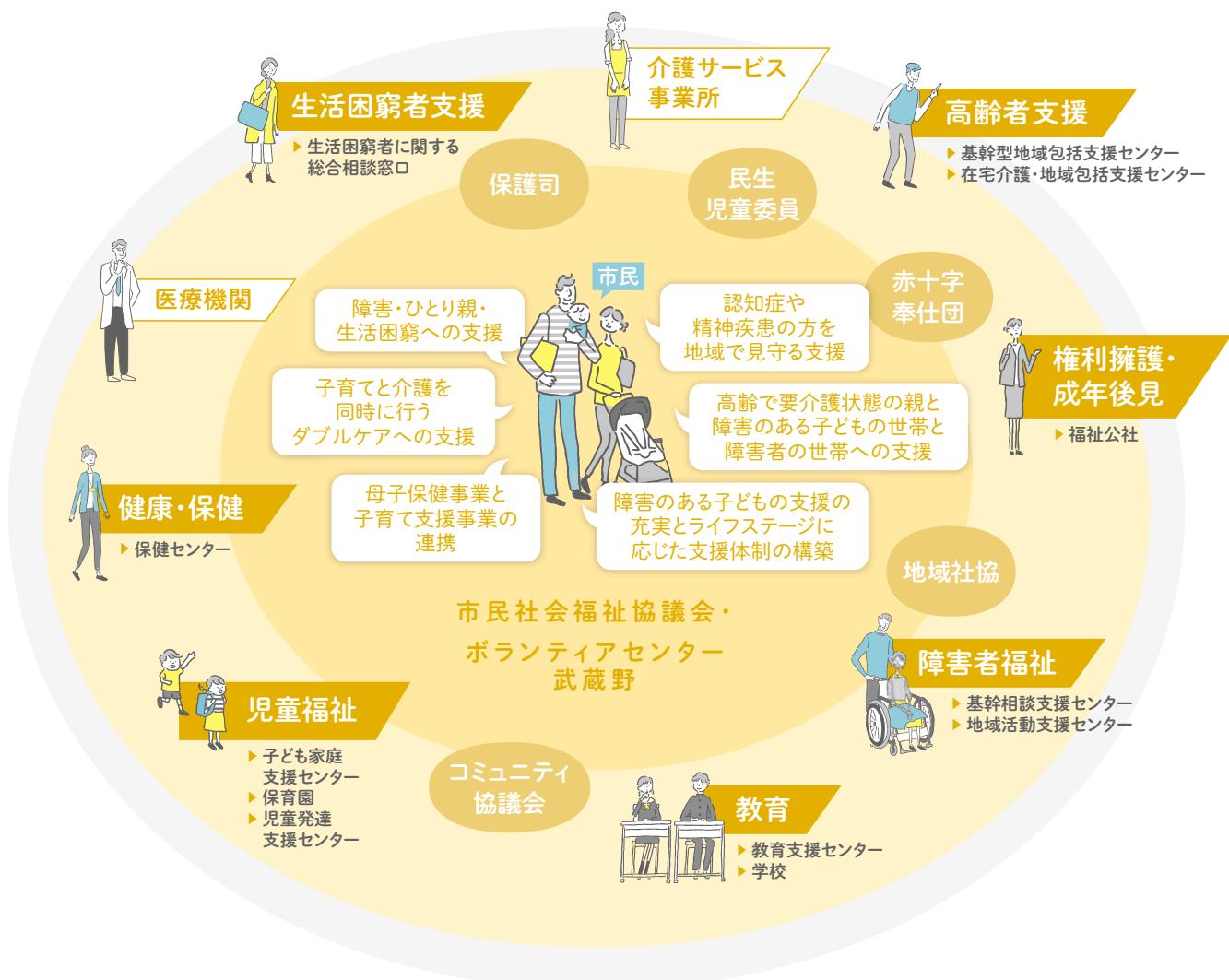
全ての市民が、その年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。

本計画では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年をあくまで様々な問題が顕在化する通過点と捉え、介護や医療、看取りのニーズがピークを迎える令和22(2040)年を展望する。相談支援ネットワークの連携強化を図りつつ、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり(武藏野市版地域包括ケアシステム*)」を市民と行政とが一体となって推進していく。

令和22(2040)年に向けた視点として、「共生」「予防」「人材」がより重要なテーマとなる。市民一人ひとりの多様なニーズや困りごとを捉え、地域の課題を把握し、福祉から本市の地域づくりを進めていく。

◆ 相談支援ネットワークの連携強化イメージ図

相談者本人・世帯・家族支援の視点に立ち、複合的・分野横断的な課題を解決する。
最初に相談を受けた機関が、様々な関係機関と連携し必要な支援につなげる。



基本施策 1

まちぐるみの支え合いを 実現するための取組み

我が国では、少子高齢化の進行や非正規労働者の増加等、社会保障制度を取り巻く状況が大きく変化し、年金・医療・介護等への不安や格差の拡大、地域のつながりの希薄化等から、将来の暮らしに関わる不安やリスクの拡大が懸念されている。本市においては、このような社会構造や市民のニーズの変化に対応するために、地域包括ケアシステム*を“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”と言い換え、武蔵野市健康福祉総合計画に基づいて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組みを推進していく。また、まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本市における地域共生社会*を実現していく。

(1) 「健康長寿のまち武蔵野」の推進

誰もが、より長く元気に暮らすことができる社会を目指して、一人ひとりが予防的な視点を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことを積極的に支援することで、健康寿命の延伸を図る。予防の観点から健康診査や保健指導、がん検診などを推進し、疾病の早期発見・早期治療に努める。高齢者は、虚弱状態（フレイル*）を経て徐々に要介護状態となる傾向があることから、フレイル*の予防や改善に取り組む。あわせて、高齢者が生きがいを持って充実した日々を送れるよう、（公社）武蔵野市シルバー人材センター*などを通じた就労機会の拡大や、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図るための主体的な活動を支援する。

「食」に関するセルフマネジメントとライフステージの特性に応じたアプローチによる食育の推進について総合的に取り組む体制を強化する。さらに、高齢者の口腔機能の維持・向上のための支援を行う。

国は介護保険法を改正し、都道府県・市町村の地域マネジメントを指標化し、その評価に応じた保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）制度*を新設した。これまで様々な取組みを進めてきた本市においては、全国トップクラスの評価を受けるに至ったが、引き続き介護保険制度の適切な運営を行い、保険者として高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組みをさらに推進する。

(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取組み

互助・共助が地域の暮らしを支える。市民が主体的に進める介護予防や支え合いの取組みについて、多様な形をとりつつ、相互に連携し合いながら充実していくよう支援する。また、社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう、支え合いと活躍の場を広げていく。

テンミリオンハウス*やレモンキャブ*といった長い間培ってきた取組みをさらに推進するとともに、いきいきサロン*やシニア支え合いポイント制度*など新たな施策の展開によって、本市ならではの地域で支え合う仕組みを拡充する。

シニア支え合いポイント制度*については、担い手の裾野を広げるため、対象とする施設や地域でのボランティア活動を増やしていく。対象年齢の拡大については、介護保険を財源にしていることなどか

ら現状の65歳以上を前提としつつ、市民の多様な意見を踏まえ、活動参加者の拡充を図る方法等を検討する。

一方で、市民による自主的な活動に関する場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、取組みの周知といった課題への対応を図っていく。

(3) 地域共生社会*の実現に向けた取組み

国では、今後目指すべきイメージとして、地域の全ての関係者が我が事として参画し、生活課題に丸ごと対応できる社会を提示し、地域共生社会*の実現を目指とした。この考え方方は、武蔵野市第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション*」の基本理念と共通点が見られるものであり、すでに各個別計画において本市における地域共生社会*の実現に向けた取組みを進めてきたところである。また、国が進めようとしている地域包括ケアシステム*についても、平成12(2000)年に制定した武蔵野市高齢者福祉総合条例の理念と合致するものである。

そこで、高齢者、障害者、子ども等といった区別なく、誰もがその人の状況に合った支援が受けられるという全世代・全対象型の包括的な支援体制を構築し、地域共生社会*の実現に向けた取組みを進める。

心のバリアフリー*の啓発に引き続き取り組み、関係機関との連携を図りながら、障害者差別の解消への取組みを拡充していく。また、障害のある人も認知症のある人も暮らしやすいまちであることは誰もが暮らしやすいまちであるという考え方のもとで、市民の関心と理解を深め、誰にもやさしいまちづくりを推進する。



基本施策 2

生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

市内における各医療機能の整備・確保は非常に重要であることから、市町村には義務付けされていない地域医療構想について、横断的課題と取り組むべき事項を整理したうえで、「武藏野市地域医療構想（ビジョン）2017*」として策定した。本ビジョンに基づき、市民の生命と健康を守る病院機能の充実と市民の在宅療養生活を支える仕組みづくりを進める。

（1）市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実

市内における地域包括ケアシステム*を医療から支える仕組みとして、市内の医療機関が急性期・回復期・慢性期や在宅診療などの役割分担を踏まえて連携する体制の維持、整備に努める。吉祥寺地区の病床数が減少している状況を踏まえ、同地区の病床確保に向けた取組みを進める。また、高度急性期病院や災害拠点病院としての機能を有する武藏野赤十字病院と新たに締結した「新病棟建設等に伴う市民病院の役割の充実に関する協定」に基づく財政支援により、高度・最新医療提供体制の確立を図るなど、今後も市民が安心して暮らせる医療環境を充実させていく。

ますます重要となる地域包括ケア病棟*の充実をはじめ、救急医療や休日診療、かかりつけ医制度など市民が安心して暮らせる医療体制について、五師会*をはじめ各医療機関の協力を得ながら、医療ネットワークの充実を図っていく。

また、医療・介護分野は、ビッグデータの利活用、医療情報のネットワーク化による情報通信技術の進展、ロボット・AI*・ゲノム解析*等の技術革新によって、成長余力が高い分野であることから、新技術を活用した様々な取組みについて注視しつつ、必要な支援を行っていく。



(2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携

多くの市民が自宅など住み慣れた環境での療養を望んでおり、高齢になっても病気になっても、自分らしい生活を送ることができるよう支援する在宅医療・介護の連携を推進する。

「脳卒中地域連携パス*」や「もの忘れ相談シート*」、「武藏野市介護情報提供書*」等の既存の情報共有と連携の仕組みを活用・発展させ、多職種による支援体制の強化を図る。高齢・介護分野の「在宅医療・介護連携推進事業*」による課題解決の取組みを、医療との連携が不可欠な障害児(者)や精神障害者への支援体制の構築も視野に入れ、保健・医療・介護・福祉関係者の連携を強化する。



(3) 健康危機管理対策の推進

国は、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、必要な体制を整備して健康危機管理に取り組んでいる。市は、市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させないために、地域における医療関係機関等との緊密な連携を図っていく。また、国内外からの訪問者が多いことにも留意したうえで、健康危機への予防対策、感染症拡大防止対策、予防接種による疾病予防を推進する。

基本施策 3

安心して暮らし続けられるための 相談支援体制の充実

市民の悩みや課題に寄り添い、ともに解決を図ることは、基礎自治体の最も根源的な役割のひとつである。全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

(1) オールライフステージ*にわたる相談支援体制の充実と ネットワークの強化

市民の福祉に対するニーズは、多様化、複雑化しており、今後、所得の多寡にかかわらず、生活支援を必要とする人が増えていくことが見込まれる。また、いわゆる「8050問題*」など、それらが複合的に発生することがあるため、制度ごとのサービス提供では対応が難しい場合が増えている。相談者本人・家族支援の視点に立ち、このような複合的な課題を解決するため、最初に相談を受けた機関が様々な関係機関と連携し、適切な支援につなげる。保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携を推進し、分野横断的な対応の仕組みづくりにより、全世代に対応した重層的な相談支援のネットワークを強化していく。

ひとり暮らし高齢者がさらに増えていくことが予測される中、老後だけではなく自身の死後に関して不安を抱える人が増えている。市民が自己決定できるうちに自らの未来について考える機会を得るとともに、介護や医療、人生最期の過ごし方について本人の意思決定を支えるエンディング(終活)支援事業*を進める。

子育てと介護を同時に使うダブルケア等への支援や介護離職防止のための取組みを検討する。また、引きこもり当事者や家族を支援するため、引きこもりサポート事業*の充実を図るとともに、これまで対象外であった40歳以上の人への支援についても検討する。

母子保健分野における相談支援体制として、母子健康手帳交付時の面接や妊娠期から専門職が関わるなどの個別支援を充実させ、妊娠期からの切れ目ない支援を推進する。



(2) 認知症の人とその家族を支える取組み

認知症の人への対応は大きな課題となっている。在宅生活継続の力ぎを握る家族の負担が大きく、地域における支援によって負担軽減を図ることが必要である。認知症の人が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けることができるよう、適時適切な支援体制を強化する。また、市民の認知症理解の促進や地域の見守り意識の醸成を図る。

これから認知症施策は、「共生」と「予防」の取組みを一層強化し、推進していく。認知症の人やその家族が、地域住民や専門職と情報を共有し理解し合う拠点づくりを進めるとともに、認知症の予防や早期診断に対する支援の検討を行う。



(3) 生活困窮者への支援

貧困の連鎖は断ち切らなくてはならない。経済的な問題だけではなく、家族の問題や心身の問題など、多様かつ複合的な課題を抱えている人、制度の狭間で必要な支援が届いていない人、自ら支援を求める声を上げられない人を早期に発見し、必要な支援に確実に「つながる」よう、様々な分野の相談機関との横断的連携をさらに強化していく。生活困窮者の自立を支援する事業を推進し、伴走型の支援を継続して実施する。

(4) 障害のある全ての人が自分らしい生活を送るための取組み

障害福祉の対象範囲の拡大やニーズの変化に応じて、在宅生活を支援するサービスを充実していく必要がある。近年課題とされている重度の障害のある人や医療的ケアが必要な障害児（者）を地域で支える仕組みの構築や、発達障害や高次脳機能障害*のある人への支援について質の向上を図る。

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、障害のある人の活動の場を広げるとともに、参加しやすい環境の整備を進め、障害特性に応じた地域活動や余暇活動への参加を促進する。

短時間就労など、ゆるやかで多様な就労のあり方も含めた障害者雇用の促進に向け、障害者就労支援センター*や就労支援事業所、地域活動支援センター*等とともに、多角的な側面から障害のある人を支えていくことを積み重ね、障害者雇用の環境を着実に整備していく。

(5) 権利擁護*と成年後見制度*の利用促進

高齢者人口の増加に伴い増えていくことが予想される認知症の人、知的障害や精神障害のある人など、判断能力が不十分な人の権利擁護*と成年後見制度*の利用を促進し、本人と家族の安心につなげる。武藏野市成年後見制度利用促進基本計画*に基づき、中核機関の円滑な運営と地域連携ネットワークの構築を図る。

高齢者や障害者等に対する虐待の早期発見と適切な援助が行えるよう、各関係機関の連携をさらに深めるとともに、家族などへの支援にも努める。特に認知症への対応をはじめ、家族などが負担に感じる介護等への支援を充実させることにより虐待の未然防止につなげる。

(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進

本市は、地域とのつながりが希薄になりがちなひとり暮らし高齢者が多いという特徴を踏まえ、高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業）*による在宅生活継続の支援や、高齢者安心コール事業*、なんでも電話相談事業*、「見守り・孤立防止ネットワーク*」による安否確認体制の充実を図ることにより、支援の必要な対象者の見守りや孤立防止の取組みを多面的に進める。

また、こころの病を抱える人が増加していることから、メンタルヘルスに関する知識の普及や相談窓口・関係機関との連携強化を行う。あわせて、武藏野市自殺総合対策計画を着実に実行し、自殺防止に努めていく。

(7) 災害時に支え合える体制づくりの支援

災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害者など配慮が必要な人について、地域で見守り、支え合える仕組みを構築していく。引き続き、避難支援体制及び福祉避難所*の充実を図り、訓練などの機会を通じて周知に努める。



基本施策 4

福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保は、喫緊の課題である。計画策定や施設整備を行ったとしても、実際にそこでサービスを提供する人材がいなければ、その機能は果たせない。高齢者等の生活を支える根幹である福祉人材の確保・育成に関する総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上に重点を置いた取組みを推進していく。

(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大

本市が誇る高い市民力の源泉である各地域福祉活動団体は、今後ますますその役割が重要となる一方、活動している人の高齢化や担い手不足といった課題に直面している。一人にかかる負担の軽減や人材の裾野の拡大を図ることにより、市民の主体的な地域福祉活動につなげていく。また、民生児童委員*協議会、保護司*会、赤十字奉仕団*、地域社協(福祉の会)*などによる地域福祉活動に対する支援を通じて地域コミュニティの活性化を目指す。

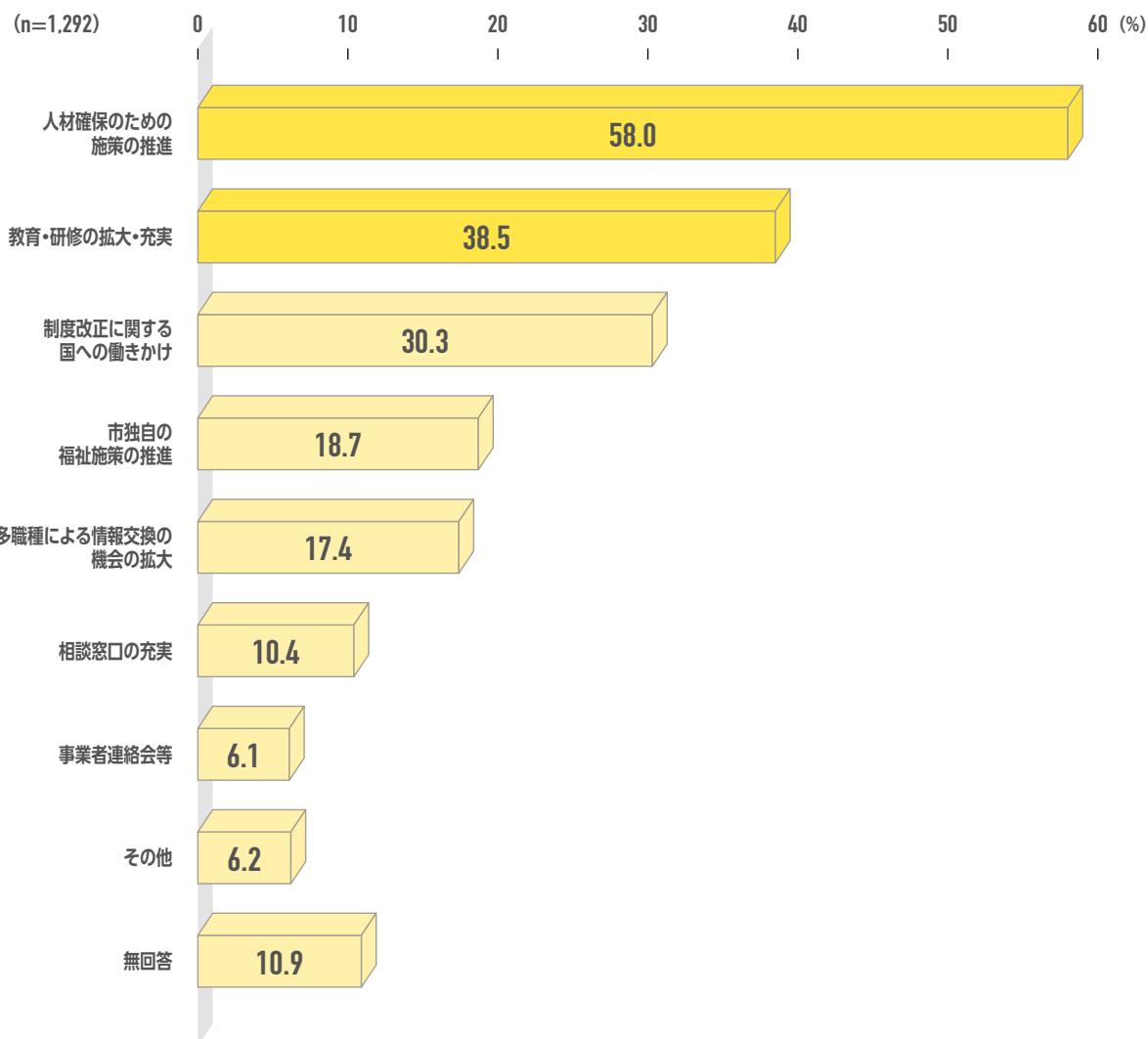
(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための 福祉人材の確保と育成・質の向上

現在市内で働いている介護と看護の従事者が誇りとやりがいを持って働き続けられるよう、永年勤続表彰や先進的事例の共有を行う「ケアリンピック武蔵野*」をはじめとするあらゆる取組みを推進する。本市は、介護保険施行時に市町村レベルでは全国初の「ケアマネジャーガイドライン*」を策定し体系的な研修会を実施するなど、介護人材の質の向上に積極的に取り組んできた。それらの実績の上に、人材の確保と育成・質の向上を一体的に行う地域包括ケア人材育成センター*を軸に、国や都における人材確保策との連携や役割分担など広い視点に立って、障害や保健分野を含めた本市の福祉を支える人材に関する多様な取組みを検討する。

また、今後増加が見込まれる介護分野等で働く外国人人材の支援を検討する。



◆ 武蔵野市で働き続けるために市に求めること



資料:武蔵野市介護職員・看護職員等実態調査報告書(平成29(2017)年3月)

基本施策 5

新しい福祉サービスの整備

- 高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本として、地域共生社会*に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

(1) 地域共生社会*に対応したサービスの提供

今後さらに高まる医療や介護のニーズに対応した多機能なサービスと施設の充実を図るとともに、本市の地域特性にあわせて、国有地や都有地を活用した新たなスキームによる施設整備を進める。

介護老人保健施設や障害者グループホームの整備など福祉サービスを巡る環境が変化しつつある桜堤地域においては、桜堤地区における福祉サービス再編検討委員会報告書に基づき、桜堤ケアハウスのデイサービスセンターを転用し、障害児向けサービス事業を新たに実施するなど、さらなる機能の強化を行う。

(2) 新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討

超高齢化社会を迎え、社会保障関連費が増大する中、福祉サービスの持続可能性は予断を許さない状況である。今求められているニーズに対応し、未来への投資を実現していくため、限られた資源を最大限有効に活用していく。

公共施設の維持管理及び更新については、真に必要なサービスを持続的に提供できるよう計画に基づき整備を行う。保健センターをはじめとして高齢者総合センターや障害者福祉センターは開設から25年以上が経過していることから、大規模改修が長期にわたることを考慮して、一時移設等を視野に入れ、その影響を十分検討して対応を進める。

また、(公財)武蔵野市福祉公社*と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*との統合に向けた事業連携を引き続き推進する。



2

子ども・教育

Children & Education



この分野の施策は、子どもが基本的人権*を持つ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提とする。そのうえで、子ども自身が、一人ひとりかけがえのない存在として認められ、各人の個性を尊重された成長・発達ができるように支援し、誰もが安心して子どもを産み育てられるよう環境を整備する。そして、子どもと子育てを応援するまちの実現と、変化の激しい時代の子どもに必要な「生きる力*」を育むことを目的とする。

子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり、子育て世代への総合的支援、子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策を充実させるとともに、子どもの「生きる力*」につながるよう、個に応じた自信及び生涯に続く学ぶ意欲を育むための施策を推進していく。また、子どもの成長段階を踏まえながら、子どもが自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる地域における多様な居場所づくりを推進する。

基本施策 1

子どもたちが希望を持ち 健やかに過ごせるまちづくり

- 全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。
- 近年、家族構成や就労・経済状況の変化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、子育ての負担感も増大している。子どもたちが希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

(1) 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制*の整備

子どもと子育て家庭に対しては、子どもの発達や成長段階に応じた適切な支援を行う必要がある。一方で、ライフステージごとに専門的な支援者が異なることは支援に切れ目を生じさせる要因ともなり得る。

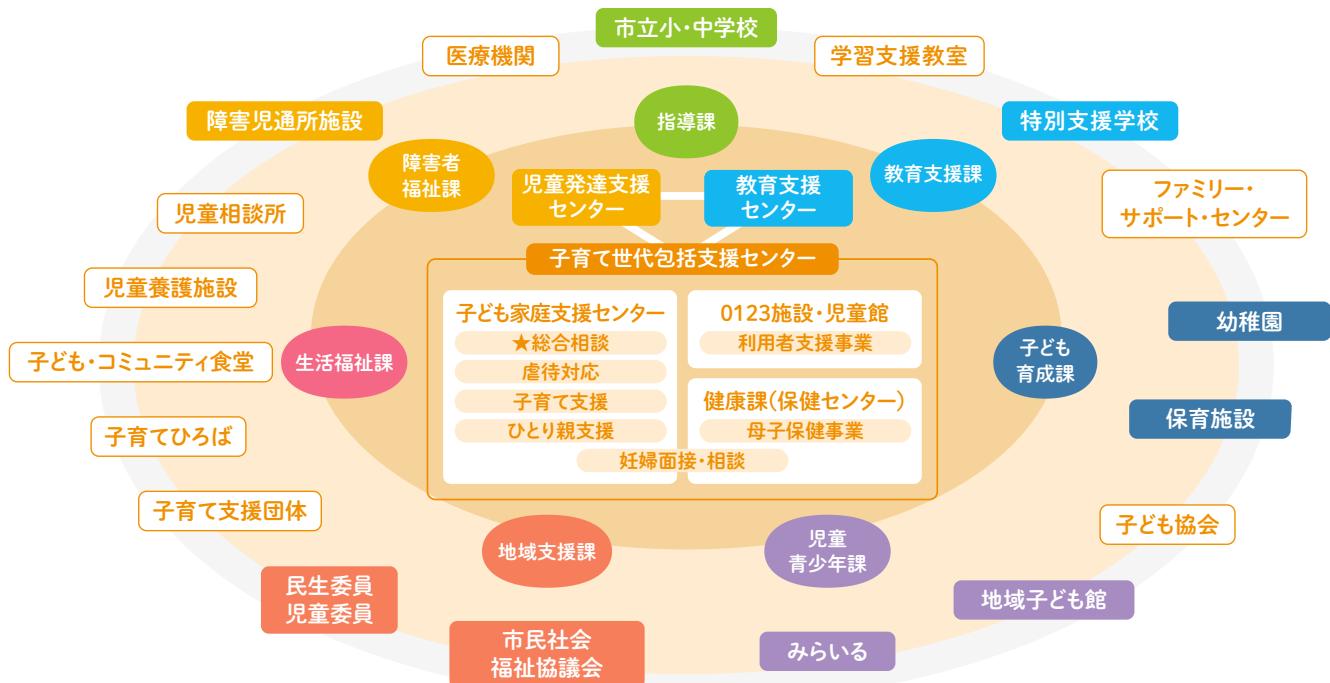
これまでの産前・産後支援の取組みに加えて、妊娠期からの切れ目ない支援・相談体制として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制*を整備する。

令和元(2019)年度から開始した産後ケア(宿泊型・日帰り型)事業*については、利用実績を踏まえ、拡充について検討する。

みどりのこども館*については、国の構造改革特区を活用して児童発達支援センター*として位置付け、それぞれの子どもの発達段階に応じた支援体制を強化する。

関係部署による機能連携の評価・検証を行い、多様な部門間における情報共有とより高度な連携体制を構築するために、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行う。

◆ 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制イメージ



(2) それぞれの環境に応じた きめ細かな子ども・子育て家庭への支援

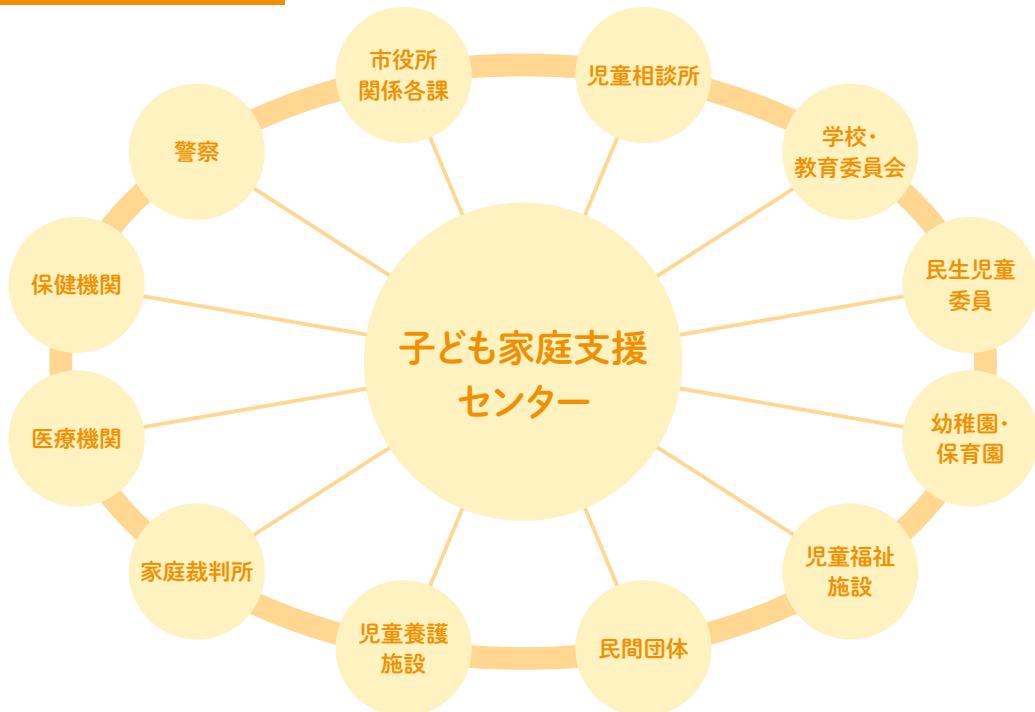
子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがないよう、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな支援が必要である。関係部署及び関係機関、地域の民間団体の支援活動との連携の仕組みを構築し、複合的な支援を行う。また、利用者が、自身のニーズにあわせてサービスを選択できるよう多様な事業のあり方を検討する。

ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担わなければならず、様々な困難がある。引き続き経済的支援を行うとともに、経済的に自立できるよう就業支援等を行う。また、生活の安定のために、ホームヘルプサービスなどの日常生活支援を行う。

(3) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

児童虐待・養育困難家庭に対する支援について、相談体制をさらに強化する必要がある。子育て支援ネットワーク*における情報共有を行いながら、関連する各種機関間での連携を強化し、支援の充実を図る。また、児童虐待を未然防止する啓発活動等を引き続きしていくとともに、それでも児童虐待は起こり得るという認識のもと、対応力を強化する。

子育て支援ネットワークイメージ図



基本施策 2

安心して産み育てられる 子育て世代への総合的支援

- 父母・保護者には子育てについての第一義的責任があるとともに、行政には父母・保護者が子育てを適切に行える環境整備を行う責務がある。市は、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・N P O等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化

多様な子育て支援ニーズに対応するため、地域の子育て支援の核となる利用者支援事業*を実施する0123施設*を中心に、地域の子育て支援拠点施設とコミセン親子ひろば*や子育て支援団体等が連携できる仕組みづくりが必要である。

利用者支援事業*を武蔵境地区でも新たに実施し、市内三駅圏ごとの連携を強化するとともに、子育て支援アドバイザー*を活用した市全体のネットワークづくりを進める。



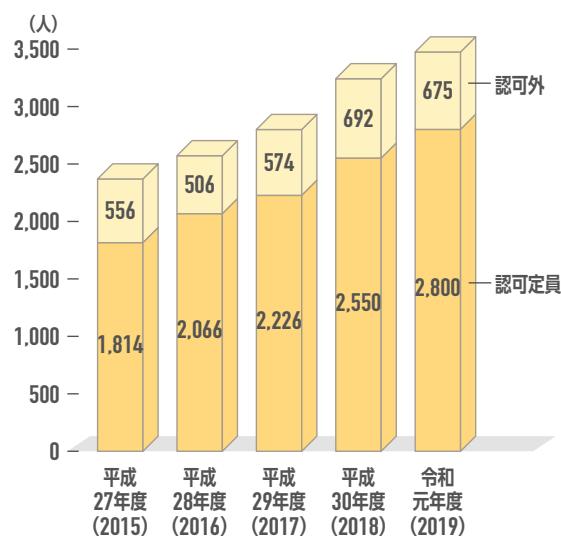
(2) 希望する保育施設に入所できる施策等の推進と 保育の質の確保・向上

待機児童対策については、希望する保育施設に入所できるよう、地域ごとの保育ニーズを把握し、必要な地域に適切な規模の保育施設を整備していくとともに、認証保育所の認可保育所への移行など既存施設の活用もあわせて検討していく。

保育施設の利用者の増加に伴い、病児・病後児保育への利用ニーズも増えていることから、その利便性の向上及び充実のための方法を検討していく。

保育の実施責任のある基礎自治体の責務として、保育アドバイザー等巡回支援や指導検査の強化を図るとともに、既存施設向けの実務研修や、新規保育所における開設前研修の実施等を通じて、保育の質の確保・向上を図る。

◆ 保育所定員枠の推移



(3) 地域子ども館事業の充実

全ての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動を通じ、健やかな成長ができるよう、地域子ども館事業の現状を評価するとともに充実させる。

地域子ども館あそべえ*については、夏季休業期間に高学年の来所が増加することから、高学年用開放教室の確保を検討する。

学童クラブ*については、質の向上を推進するとともに、低学年児童の待機児童を出さないよう、学校敷地内及び隣接地での整備を行う。また、4年生以上の受入れについては、施設の拡充等の進捗や地域での子どもの居場所の状況を見据えながら検討を進め、まずは保護者のニーズの高い学校長期休業中の一時育成事業について優先的に検討を進める。

(4) 子どもの医療費助成の拡充

全ての子どもが健やかに成長することができるよう、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度を引き続き実施する。

18歳までの子どもの医療費についても、子どもの保健を向上させ、子育て家庭の経済的負担を軽減して必要な医療を安心して受けられる環境を整備するため、所得制限なく無償とする仕組みを検討し、制度の導入を目指す。

(5) 子ども・子育て支援施設のあり方検討

市立保育園については、市内の保育の状況や外部有識者などの幅広い意見を踏まえて、その役割とあり方の検討を進める。

桜堤児童館については、現在の事業に加え、未就学児を対象とした事業を拡充する。

各子育て支援施設については、武蔵野市公共施設等総合管理計画*の改定を踏まえ、計画的な維持・更新の方針を策定し、整備を進める。



基本施策3

子どもと子育て家庭を 地域社会全体で応援する施策の充実

- 次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくことが必要である。市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を開発するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進し、地域社会全体で子どもと子育てを応援するまちの実現を目指す。

(1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進

地域社会全体で子どもと子育てを応援することを目的とした事業として、妊婦面接における「子ども・子育て応援券*」の配布や、地域社会で子育て支援に関わる団体や施設、専門機関、行政等による連携の仕組みである「子育てひろばネットワーク*」の構築、吉祥寺駅周辺における「ベビーカー貸出しサービス事業*」、地域で子育て支援活動を実施する団体への活動補助等を行ってきた。このような「まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業」を、関連する団体、施設、専門機関等と積極的に連携、協働し、行政の分野の枠を越えて推進する。



(2) 保育人材等の確保と育成

保育の担い手である保育人材の確保については、潜在保育士*の活用などの対策を検討する。また、保育施設だけでなく、今後需要の増加が見込まれる学童施設での人材確保をあわせて行っていく。

児童虐待・養育困難家庭への支援については、相談対応件数が増加し続けており、課題が困難化・複雑化してきている。家庭への適切な支援を行うことのできる相談員の育成を進める。

(3) 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成

ファミリー・サポート・センター事業*のサポート会員や子育てひろば事業*のボランティアスタッフの養成講座など、地域の子育て支援人材の発掘や育成、活動継続のための支援を引き続き行っていく。

青少年問題協議会地区委員会*の活動への支援を充実し、市民の理解と参加促進を図る。また、義務教育段階から地域活動に参加する機会をさらに充実させ、その主体的な取組みをサポートすることで、地域団体等との関係づくりを通じて、次世代の担い手を育成する。



基本施策 4

子どもの「生きる力」を育む

子どもは、様々な環境と関わり、経験を積み重ねることで、身近な社会生活、生命及び自然に対する興味が養われ、「生きる力*」を身に付ける。

子どもの多様性を尊重するとともに、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決していく力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

(1) 「生きる力*」を育む幼児教育の振興

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期である。幼稚園、保育所、認定こども園など幼児教育の担い手は、研修等で互いに連携しつつ、保育者の資質・専門性を向上させ、幼児期の子ども各人の個性に応じた発達を支える取組みを行う。また、幼児教育及び子育て支援事業の向上のために、私立幼稚園に支援を行う。

(2) 青少年健全育成事業の充実

自然体験や地域活動を多く体験した子どもは、大人になってからの意欲・関心や職業意識を高く持つ傾向がある。むさしのジャンボリー事業*、家族ふれあい自然体験事業*、ハバロフスク市青少年交流事業*、プレーパーク事業*など、体験活動を大切にする事業を引き続き実施しつつ、子どもの市や地域への愛着を高める観点からも事業の充実を図る。

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもや青年に対して、生活、学習、就労等の支援を充実するとともに、当事者となる若者世代からの提言を踏まえ、子どもが自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる地域における多様な居場所についても検討を行う。



(3) 全ての学びの基盤となる資質・能力の育成

「生きる力*」を支えるあらゆる学びの基盤である言語能力、情報活用能力などの資質・能力を育成する取組みを着実に進める。さらに、授業におけるＩＣＴ*機器の活用拡大や、コミュニケーションツールとしての英語を使いこなす基礎を養うための教育の充実などを図る。

(4) 多様性を認め合い市民性を育む教育

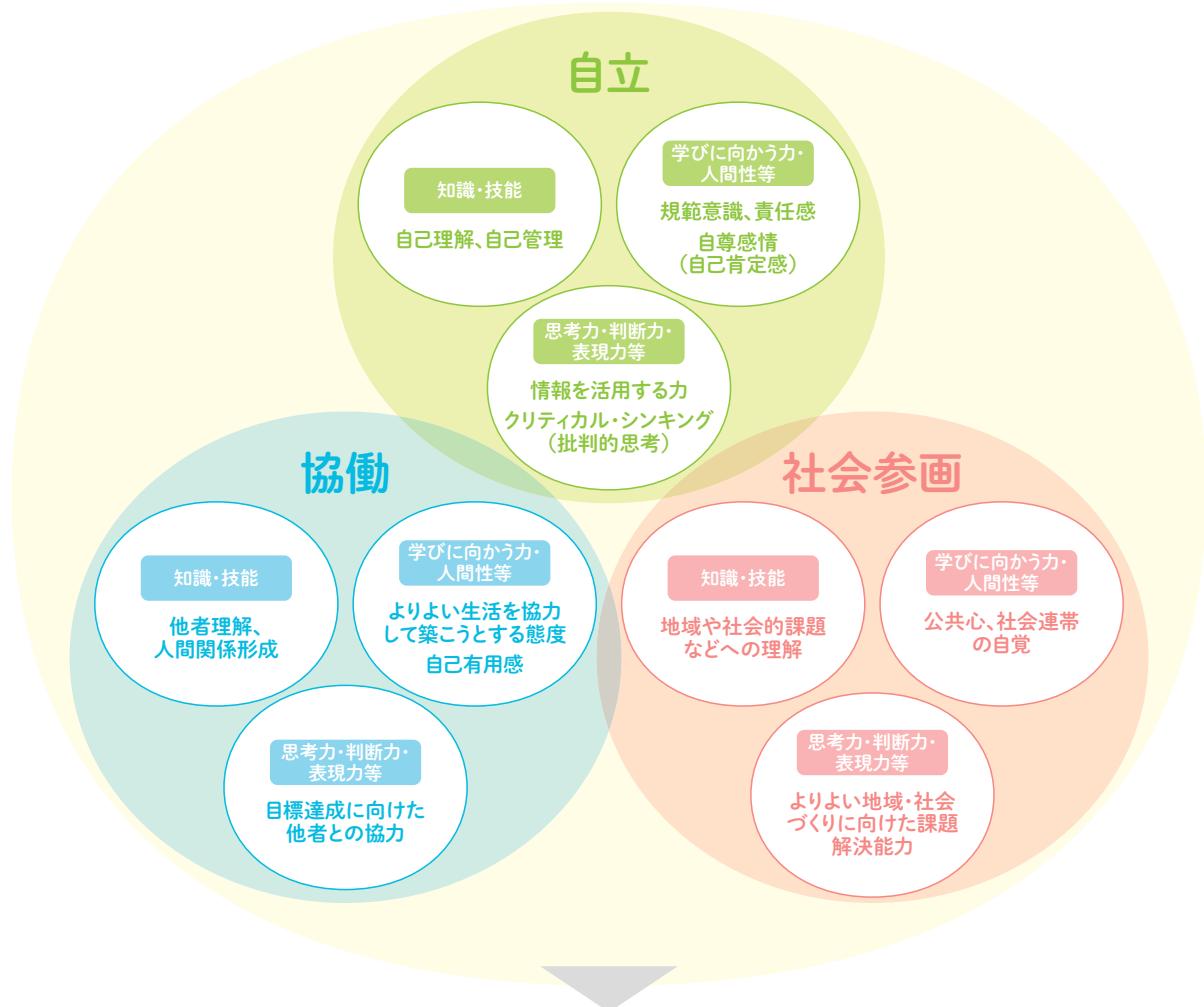
多様性を理解し、尊重できる資質・能力を育成するため、各教科等の学習の中で多様な人々とふれあう機会の充実を図る。

また、社会の一員として、よりよい地域・社会づくりに参画していく資質・能力を育成するためのシチズンシップ教育*として、教育課程に「武蔵野市民科*」を位置付け、「自立」「協働」「社会参画」の視点から市民性の育成を図る。「武蔵野市民科*」の導入にあたっては、令和2（2020）年度までの試行期間において実践事例を積み重ね、市民、保護者、教員、児童生徒の意見も聞きながら、よりよいカリキュラムとするよう検討を行う。

あわせて、セカンドスクール*等の長期宿泊体験活動は、「自立」や「協働」を学ぶという点で「武蔵野市民科*」と関連が深いことから、より効果的なあり方について検討する。

武蔵野市民科

社会の一員として、よりよい地域・社会づくりに参画していくために
育成を目指す資質・能力



自他共に幸福な人生の創り手へ

(5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システム*の理念を追求し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境をつくるために、全ての児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じることを目指した通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意する。また、相互の交流及び共同学習を積極的に推進する。この実現を目指し、教職員や保護者、地域住民がインクルーシブ教育システム*について理解を深め、推進するために、情報発信や学校、教職員への支援を強化する。

本市の実情を踏まえて、通常の学級における合理的配慮、特別支援教室の運営体制の強化、障害種別ごとの特別支援学級のあり方の検討、特別支援学級における小中連携の推進等を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図る。

また、児童発達支援センター*と教育委員会や学校との連携を強化し、就学前後での切れ目のない支援を行う体制を構築する。

あわせて、日本語を母語とせずに保護指導を必要とする児童生徒への帰国・外国人教育相談室等による支援の充実を図る。また、日本語を母語としない保護者への学校や教員からの適切な情報提供、相談支援のあり方についても研究する。



(6) 不登校対策の推進と教育相談の充実

不登校児童生徒が増加している。また、発達障害、虐待、貧困など子どもや家庭に関する課題は多様化・複雑化し、教育支援センター*が果たす各機能の強化が求められている。

不登校であっても教育機会を確保できるよう児童生徒へのサポートとして、スクールソーシャルワーカー*や家庭と子どもの支援員*の配置を拡充し、学校と家庭への支援を強化する。さらに、チャレンジルーム*の拡充やフリースクールとの連携強化など、多様な学びの場を確保するための検討を行う。

また、本市における子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制*づくりとの整合を図りながら、教育支援センター*の相談支援体制を強化する。

基本施策5

教育環境の充実と学校施設の整備

多様な価値観や家庭環境、地域社会の変化によって、学校をめぐる課題が複雑化・困難化している。教職員の多忙化は著しく、多様化する教育ニーズに応えるためにも、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えることから、人口動態も踏まえつつ長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

(1) 教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求

教員の多忙化が社会的な問題となっている。教員の授業準備の時間と子どもと向き合う時間を十分に確保するため、市講師の配置、副校長等への事務補助の配置拡大等を行う。また、部活動については教員の多忙化解消のみならず、活動の持続可能性と質を担保するため、部活動指導員の配置拡大や合同部活動のモデル実施とともに、地域スポーツクラブ*化、地域の生涯学習事業との連携に向けた研究などを行う。

(2) 質の高い教育を維持するための人材の確保と育成

東京都においては教員志望者が減少している中で、産育休代替教員等の需要も高まっているため、市区町村において指導力の高い教員を確保するための取組みが必要となっている。

授業力の維持・向上を図るため、教育アドバイザー*による研修・指導等をより充実させることや、市講師の効果的な配置により学級担任の教材研究の時間を確保するなど、教員がやりがいや誇りを感じられるよう、教員へのサポートを拡充する。また、指導力の高い人材を新たに確保するために、本市の教育の魅力を積極的に発信していく。



(3) 学校と地域との協働体制の充実

現在の学校・家庭・地域をめぐる課題を踏まえたうえで、子どもの豊かな成長を支えるために、学校運営における学校、保護者、地域住民の連携・協働を推進する。開かれた学校づくり協議会*を発展させるなど、より主体的に協議できる体制づくりについて検討する。同時に、教育活動を支える地域コーディネーター*やPTA等については、負担を軽減し、持続可能な活動とするため、地域と学校が子どもに対して、どのような資質・能力を育むかという目標を共有して連携・協働する体制へ発展させるための検討を行う。

(4) 学校改築の着実な推進と安全・安心 かつ適切な施設環境の確保

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、各学校や地域の実情にあわせた多機能化・複合化を検討しながら、従来の学校環境のもと、学校の改築を着実に進める。

また、改築するまでの施設についても、計画的な予防保全を継続するとともに、教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因にも適切に対応し、良好な施設環境を確保する。

給食調理施設については、学校給食を安定的に供給するため新学校給食桜堤調理場（仮称）の建設を着実に進めるとともに、学校教育における食育推進のため、学校改築にあわせ小学校の自校調理施設の整備を進める。



3

平和・文化・ 市民生活

Peace, Culture & Civic Life



この分野の施策は、平和な社会を維持しつつ、災害や危機に強いまちづくりを継続し、市民が安全・安心に暮らしていくことができるよう、コミュニティの発展と活性化、生涯学習やスポーツの充実、産業振興等を進め、市民文化のさらなる成熟化を目的とする。

市民自治の歴史を継承し、多様に取り組まれてきたコミュニティ活動やその他の市民活動が、より持続的・発展的に展開されるよう支援することで、さらなる活性化を目指す。同時に、持続可能な地域社会を念頭に多様性の理解や国際交流の推進、産業振興などを進め、このまちにつながる全ての人にとって魅力的で価値あるまちづくりを推進する。

基本施策 1

多様性を認め合い尊重し合う 平和な社会の構築

- 平和な社会とは、戦争がないだけでなく、互いに人として尊重されることによって実現され、心豊かで穏やかな市民生活をもたらすものである。本市は、航空機エンジン工場である中島飛行機武蔵製作所*があったことで、第二次世界大戦中に本土空襲の最初の目標地となった。その歴史がもたらした平和に対する強い思いがまちをつくりあげ、現在の豊かな文化・市民生活の基礎となっている。
- 全ての人が、性別、性自認*、性的指向*、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個性と能力を生かせる環境をつくることは、生涯にわたりいきいきと豊かで安心して生活することができる地域社会をつくるうえで重要な要素である。
- 引き続き、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築していく。

(1) 平和施策の推進

戦後70余年が経過し、戦争体験者が高齢化し、直接当時の証言を聞く機会が限られていいく中、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えていくため、引き続き戦争体験の伝承を継続していく。さらに、その惨禍を語り継いでいくことが、今後ますます困難になっていくことから、平和施策のあり方について、新たな展開を検討していく。

武蔵野市平和の日条例制定をはじめとして、平和事業の取組みは市民の意識を喚起し、その意義を広く発信する機会としてきた。今後も中島飛行機武蔵製作所*が本市にあったことを後世に伝える資料を、武蔵野ふるさと歴史館*や図書館等と連携しながら利活用する。また、若者世代が長崎など戦争被災地を訪れ、その現実に直に接することや平和への想いを多くの人々と共有することは大きな意義があるため、青少年平和交流団の派遣を継続して実施し、平和に関する学習や交流を推進していく。

平和の集い



(2) 多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進

一人ひとりの多様性を認め合い尊重し合う社会を構築するために、引き続き市民の人権意識の向上や、若者から高齢者まであらゆる世代を対象とした意識啓発に努める。性の多様性については、L G B T*やS O G I *などの理解に向けて取り組む。そのうえで、同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度*の導入も含めて、当事者にとって望ましい支援について検討する。

また、この間制定された男女平等の推進に関する条例に基づき、策定された第四次男女平等推進計画を着実に進めるよう、「ヒューマンあい*」を推進拠点として、男女平等施策を多様な市民活動団体との協働で進める。

(3) 外国籍市民の支援

国内では在住外国人が増加傾向にあり、本市で生活し、学び、働く外国籍市民も増加している。定住化の傾向から、育児・教育・福祉・防災など多分野での生活支援のためのニーズが生じている。これらの実態を把握し、府内外の関係機関と情報共有・連携体制をとり、多文化共生社会の実現に向けて、日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図っていく。また、多言語化対応等の面におけるI C T*の導入の検討や、本市において外国籍市民のサポートを担っている(公財)武蔵野市国際交流協会*の機能の強化、会員や地域における協力者の拡大を図る。



基本施策 2

災害への備えの拡充

今後30年以内に70%以上の確率で首都直下地震の発生が危惧されている。また、気候変動等により、大型台風や突発的な豪雨等が頻発しており、都市化の進展により水害リスクも高まっている。これらの自然災害から市民及び来街者の生命を守る災害時への備えの推進が市民から多く求められている。災害による被害を最小限に抑えるため、事前予防の取組みを行うとともに、迅速な災害対応のため、応急対応力の強化や応急活動体制の整備を進める。これらの対策の実現のため、近年の災害の教訓等を踏まえ、武蔵野市地域防災計画の見直しを行う。また、地震災害については、速やかに都市機能を復旧し、被災者の生活を取り戻すための震災復興のあり方や進め方を検討する。

(1) 災害に強いまちづくりの推進

市内の住宅の耐震化率は目標値95%(令和2(2020)年度末)に対して約90%(平成30(2018)年度末)となっている。木造住宅の耐震化は着実に進捗してきたが、合意形成など多くの課題を抱える分譲マンションは耐震化が遅れていることから、引き続き、耐震化の啓発活動を行っていくとともに、個々の課題を把握したうえでの専門家派遣等、総合的な支援や助成制度のさらなる拡充を検討していく。

特定緊急輸送道路*沿道建築物*の耐震化については、耐震化費用の一部助成だけでなく、合意形成や移転の問題に対する支援をさらに進め、耐震化を促進していく。また、無電柱化も推進し減災に向けたまちづくりを進める。大規模災害時に起こりうる火災に対しては、延焼防止のために幹線道路の拡幅事業を進めるとともに、防火水槽の整備を引き続き進める。重要なインフラの一つである水道事業についても、震災時に迅速な応急給水や応急復旧が行えるように体制を整備する。

頻発する豪雨による水害を軽減するため、治水水準の向上に向けて、雨水浸透施設設置等の流域対策(雨水流出抑制)を促進するとともに、河川と連携した下水道施設の整備を検討し、総合的な豪雨対策を進めていく。

(2) 自助・共助による災害予防対策の推進

災害による被害を最小限に抑えるため、市民一人ひとりによる日常からの備えが不可欠である。地震や火災から身を守るために、様々な啓発活動、支援を行う。家具転倒防止器具や住警器*、感震ブレーカー*、消火器の設置や、被災後の生活のための家庭での食料や飲料水、トイレ、日用品等の備蓄、帰宅困難時の備え、避難先の確保等を推進し、市民防災力の向上を図る。

現在活動中の自主防災組織*の活動を支援したり、市内に多く存在するマンション管理組合等へ自主防災組織*の設立を働きかけたりすることで、近隣に暮らす市民同士が協力し合う体制を整備し、災害対応力の強化を図る。

(3) 関係機関との連携による応急対応力の強化

地震発生直後の人的被害を減らすため、災害時医療体制の強化を行う。また、帰宅困難者対策として制定した「吉祥寺ルール*」を市内事業者等に徹底するなど、災害時における来街者の安全対策を推進する。

協定締結や訓練実施を通じ、東京都や近隣の自治体、市内の諸団体など多様な主体との連携を強化する。災害発生後に、他地域から多く寄せられる支援を効率的・効果的に受け入れる体制を整備するために受援計画*を策定する。

台風や突発的な豪雨による風水害等について、安全・安心な道路交通環境を確保するため、パトロール及び情報収集体制の強化、東京都や近隣自治体、民間事業者との連携を図り、道路の損傷や冠水等の危険箇所における早期対応のための連絡・実施体制を整備する。

(4) 市の応急活動体制の整備

災害対応を迅速に実施するために、災害対応マニュアルの整備や訓練による職員の能力向上、救急車両及び災害対応車両の通行のための道路ネットワークの確保、必要な設備、資機材の整備を進める。あわせて、地域の安全確保や防災力向上のため、消防団の訓練・資機材・装備品・活動拠点等の充実を図る。

災害発生時に市民が正しい情報を取得する方法の周知を強化するとともに、最新のＩＣＴ*等を活用した新たな情報伝達手段や各施設・避難所間の連絡体制の充実についても研究していく。

震災関連死を減らすため、災害時要配慮者*対策の強化、避難所の環境整備、自宅での生活継続者への支援体制の強化、ライフラインの代替手段の確保など、被災者の生活支援の取組みを行う。

これらを踏まえ、適時適切に武蔵野市地域防災計画の見直しを行っていく。



(5) 震災復興への取組み

震災後の復興は、長い期間を要するほか、大規模かつ総合的な取組みとなる。円滑な復興を進めるためには、基本的な考え方や具体的な施策・体制等について、あらかじめ十分に検討をしておく必要がある。災害発生後は、技術的・組織的・財政的な課題等の多くの検討事項が生じるため、様々な部署と連携しながら都市・住宅・くらし・産業の4つの復興課題を整理し、本市に適した震災復興のあり方、進め方を検討し、震災復興に関する基本方針を策定する。

基本施策 3

安全・安心なまちづくり

市内の刑法犯認知件数*は、平成14（2002）年のピーク時に比べて約3分の1に減少しており、まちの安全は確実に向かっている。一方、武蔵野市民意識調査の回答では、体感治安*向上の項目が微増にとどまっている。安心を実感できるまちづくりを一層進めるため、適切な方法での情報提供、「見せるパトロール」等を通じて、地域ぐるみで防犯力の向上を図る。

また、特殊詐欺*、悪質商法、テロ、サイバー犯罪等は、近年ますます巧妙化、広域化している。被害の防止に向けて、警察、消防、商店会等の関係機関・団体と連携し、啓発、対策、訓練等に継続的に取り組む。

（1）安全・安心なまちづくり

安全・安心なまちづくりを推進するために、ホワイトイーグル*、市民安全パトロール隊*、防犯協会*及び自主防犯組織*等と連携し犯罪抑止に努める。地域社会全体で「ながら見守り」「地域のパトロール活動の市民への認知度向上」を図り、体感治安*の高いまちづくりを進める。また、環境浄化特別推進地区*等における商店会や事業者などの自主的な防犯活動を支援する。違法な客引き・スカウトや風俗営業、道路上に張り出した看板指導等を、ブルーキャップ*、警察、市民が一体となって実施することで、良好な環境の確保を図り、市民や来街者などの安心感を高める。

国際化や情報化の急速な進展により、テロやサイバー犯罪、パンデミック*等の発生が予想される。これらテロ対策訓練や新型感染症に対する訓練等を継続的に行い、警察、消防や保健所など関係機関との連携を深め、危機管理能力の充実を図る。



（2）特殊詐欺*、消費者被害の防止

都内における振り込め詐欺などの特殊詐欺*の被害件数は高水準にある。これらの詐欺被害の抑止には高齢者のみならず、家族や友人知人などへの周知・啓発活動を行う必要がある。そのために警察、商店会、金融機関など関係機関・団体と連携し、イベントなど様々な機会を捉えて被害抑止を図っていく。あわせて、自動通話録音機*の無償貸出なども引き続き実施していく。

特殊詐欺*のほか、マルチ商法などの悪質商法による被害も若年者から高齢者まであとを絶たない。また、令和4（2022）年4月から成年年齢が18歳に引き下げになることから、若者世代への消費者教育の重要性が高まっている。悪質商法による被害を防止するために、消費生活相談のリーフレット配布や学校等での出前講座、FM放送、消費生活講座や被害未然防止街頭キャンペーン等を継続して行っていく。

基本施策 4

地域社会と市民活動の活性化

- 本市ではコミュニティ構想*に基づき、コミュニティセンターを中心とした市民による自主的なコミュニティづくりが進められてきている。また、福祉、子育て支援、青少年健全育成、防犯・防災、環境、まちづくり等の幅広い分野で、市民が自主的に行う活動や市民と行政とが連携や協働により行う活動が重層的に展開され、多くの成果が積み上げられてきた。一方、個人情報に関する取り扱いや、安全・安心に対する取組みの強化、ＩＣＴ*への対応等、担い手の不足も相まってコミュニティ運営はその難易度が高まっている。
- これまで積み上げられてきた知恵と経験を生かしつつ、課題の解決に向けた取組みが進むよう、地域コミュニティの活性化や市民活動への支援策の充実を図っていく。

(1) 市民同士の語らいや連携による豊かな地域社会の進展

「これからの中間支援機能*」の議論から生まれた地域フォーラム*やコミュニティ未来塾むさしの*の振り返りやコミュニティ評価委員会*によるコミュニティづくりの評価を踏まえながら、今後も市民同士が語らう機会の創出や、協働を生み出す環境づくり等、地域の実情に即した行政による支援を継続していく。

また、地域における多様な活動がコミュニティセンターを拠点として行われ、互いに連携し、協力し合いながら展開されるよう、これからのコミュニティセンターに必要な機能について検討する。施設のバリアフリー化を含めた利便性の向上についても引き続き検討し、取組みを進めていく。



(2) 市民活動支援策の検討

多様な市民活動が生まれ、それらが発展していくことで、地域に活力が生まれ、社会は豊かになっていく。そのためには活動のきっかけづくりや相談機能、団体相互のつながりや協働が生み出される環境の整備が重要となる。これらの中間支援機能を担っている行政、武蔵野プレイス、(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*による連携を強め、より効果的な支援策を検討していく。

基本施策 5

豊かで多様な文化の醸成

本市においては、市民の自発的な活動によって、豊かで多様な市民文化が醸成され、まちや暮らしに潤いと活力を生み出してきた。この市民文化は、平和や緑を大切にする意識の継承や、安全で特徴ある商業地の形成に寄与してきた。また、都心部との交通の利便性や自然環境などにより、戦前から作家、美術家、俳優、音楽家等、芸術・芸能活動を行ってきた人たちや、市内・近隣大学に通う学生、クリエイター、研究者等が多く住むようになり、それらを支える事業者が展開するようになった。これらが有機的に関連することにより、武蔵野市独自の都市文化が形成されてきた。

全ての人にとって魅力あるまちであり続けられるよう、都市文化の可能性をさらに研究しながら、これまでに築き上げられてきた文化を大切に守り育て、発展させていく。武蔵野市文化振興基本方針に基づいた文化施策の展開及び都市観光の推進を図るとともに、多様性を認め合う市民文化をさらに醸成するため、都市・国際交流を通じた相互理解、異文化理解を深めていく。

(1) 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

平成30(2018)年度に本市で初めて策定された武蔵野市文化振興基本方針は、芸術文化的な視点をあらゆる分野に提供することによって、本市の文化の発展を目指すものとしている。方針に基づいて文化施策を推進するため、方針の共有・浸透、振り返りのための体制をつくり、文化事業等に関する情報収集・提供方法の検討、評価方法の研究を行うとともに、武蔵野市文化施設の在り方検討委員会にて、今後の本市の文化施設が担うべき役割や機能等について検討する。また、市民と行政とが一緒になって文化振興のあり方を考える機会を持ち続けるため、民間・教育機関等と連携した事業の検討を行う。

市民にとっての文化の享受と発信において、(公財)武蔵野文化事業団*と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団*の活動が寄与することがますます期待される。両事業団の持つ資源を有機的に結びつけた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るために、統合に向けた取組みを支援する。



(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシー*の創出と継承

東京2020大会は、スポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもあり、スポーツや文化を通じて人々の生活の成熟度を高めていく狙いがある。本市においても東京2020大会を契機にこれまで取り組んできた、年齢や性別、障害の有無にかかわらず親しめるスポーツ環境・芸術環境の整備や、国際交流、小中学校体験授業支援、市政情報や観光情報の外国語対応等をレガシー*として残し、豊かな市民文化を醸成していく。



(3) 都市観光の推進

東京2020大会後も本市への来街者数を増加させるため、国内観光客に限定せず、インバウンド*向け観光メニューを開発するとともに、市内の企業及び東京都や近隣自治体等とも連携し、広域による交流人口拡大のための新たな魅力創出を図る。また、来街者がまちの魅力に触れる機会を増やすため、市民ボランティア団体等との連携による観光ガイド*の育成を検討する。

(4) 都市・国際交流事業の推進

本市は海外6都市、国内9都市との間で、友好都市交流関係を結んでおり、海外交流事業については、次世代を担う若者を中心とした海外友好都市との相互交流を推進する。ルーマニア・ブラショフ市に設置している「日本武蔵野センター*」については設立21年を経過しており、あり方を見直し新しい交流の形へと展開していく。

また、国内友好都市交流事業の拠点として設置しているアンテナショップ麦わら帽子*については、改めて設立当初の理念に立ち返り、その後の小売業を巡る環境変化や経営状況を踏まえ、交流の基盤としてのあり方を、友好都市等を交えて多角的に見直し検討する。

基本施策 6

多様な学びや運動・ スポーツ活動の推進

- 人生100年時代*の到来といわれ、学びやスポーツ等の目的や形態などが一層多様化している。また、市民がそれぞれの置かれた立場や境遇によって、学びの方法や質、量の違いが生じている。この現状を把握し、自主的に行う様々な能動的な学びの環境づくりを進め、参加と学びの循環を作り出すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。同時に子どもの学校外での学習等の活動の充実を図っていく。
- 市内の文化財については適切な収集・保管を行い、歴史公文書については管理・活用を進める。図書館では読書ならではの楽しさや喜びを提供するとともに、知りたいことや課題解決を支えるサービス提供を一層進める。
- 市民が自由に気軽に運動・スポーツに親しめる環境整備や機会の提供を行い、運動・スポーツが持つ様々な効果や価値を通して、より豊かな市民生活の実現を目指す。

(1) 生涯のライフステージを通じた学習活動の充実

様々なライフスタイルやその人のライフステージによって、求められる学びの方法とその内容は異なり、多様化している。この多様化に対応するためＩＣＴ*等を活用し、生涯学習に関する情報の収集・提供や身近で学べる環境整備を進める。

児童生徒が学びを深めたり、広げたりできるよう学校外での幅広い学習活動の充実を図るほか、学校教育活動を支援・補完する生涯学習活動について研究を行う。

生涯学習を通して知識技能を高めつつ、その学びの成果を地域で共有・活用するとともに、学びを通して地域のつながりをつくることへの支援を検討していく。また、引き続き誰もが学ぶことを楽しめる環境の整備を推進する。

今後も、武蔵野地域五大学*や武蔵野地域自由大学*、図書館、市民会館等の生涯学習施設との連携を行いながら市民に参加と学びの場を提供していく。

(2) 文化財や歴史公文書の保護と活用

これまでに本市では多くの歴史・文化に関する資料を調査・収集・保存し、多様な手法で文化財の保護を進めてきた。また、民俗資料などの文化財については、多くの市民から寄贈を受けたまま大切に収蔵している状況である。今後はその収蔵資料の価値づけをし、適切に分類したうえで、整理・収蔵・保存・活用していく。

また、歴史公文書に関しては、旧永年保存文書*の選別を進めていくとともに、公開し次世代に伝えていくため、公文書館機能を強化していく。

(3) 図書館サービスの充実

図書館には多様な資料の収集提供、読書支援、調べもの支援など、図書館ならではの役割がある。「読む」楽しみ、「知る」楽しみを実感できる図書館を目指し、各館の地域特性を生かした資料収集や新刊ベストセラー書籍の複本購入の抑制等、蔵書方針の見直しを行う。

武蔵野プレイスを中心に図書館には想定を超える利用者があり、資料や学習空間提供の機会が相対的に低下してきている。そのため、市内在住者とそれ以外の登録者のサービス内容を検討し、市民へのサービス水準の確保を図る。また、中央図書館については、その役割を果たすための最適な運営形態について、指定管理者制度を導入した分館の状況等も踏まえて検討する。

インターネット接続環境の向上、オンラインデータベース等の電子資料へのアクセスの拡大を行い、サービスの向上を図る。また、乳幼児からの切れ目ない読書活動支援や学校図書館との連携を進めるため、武蔵野市子ども読書活動推進計画を改定する。

(4) 國際スポーツ大会のレガシー*を生かしたスポーツ振興

スポーツには、健康増進、レクリエーション、コミュニティの形成、気分転換など多くの効果がある。自身がスポーツをする以外にも、観戦する楽しみなど、スポーツに求める価値は多様化している。子どもから大人まで、障害の有無にかかわらず、誰もが自由に運動・スポーツを楽しみ、充実した生活を送ることができるよう機会の提供を行う。

体育施設は竣工後30年が経過しており、特に老朽化が進んでいるプールについては再整備のあり方について検討する。総合体育館、陸上競技場等は大規模な保全・機能改善の工事が必要な時期を迎えるため、計画的な整備・更新を進める。

旧桜堤小学校跡地は、当面は桜野小学校の第2校庭として活用したのち、武蔵境圏におけるスポーツ広場*として整備するが、その時期については、隣接する公共施設の整備状況を勘案したうえで検討する。



基本施策 7

まちの魅力を高め 豊かな暮らしを支える産業の振興

- 本市は緑豊かな住宅都市であるとともに、商業施設や飲食店が集積し、広域的な集客力を持つ吉祥寺を有し、市民のみならず多くの人々に親しまれるまち、多様な文化を発信するまちとして発展してきた。
- 取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える様々な課題に市民、事業者、関係団体及び行政が一体となって取り組む。市内三駅圏の特性を生かした都市型産業を育成し、本市の魅力の発信や地域の産業振興を図っていく。
- また、産業としての農業を継続するための支援を進めるとともに、災害時の避難場所や景観等の点からも市民生活において重要な役割を持つ農地の保全を図る。

(1) 産業の振興

近年、少子高齢化を背景に商店街の衰退や中小規模事業者の後継者不足、賃料の高騰等が進んでいる。また、ＩＣＴ*の進展への対応の必要性や、外国人労働者の増加など社会環境の変化が顕著となっている。このような市内産業の実態把握を継続し、創業支援や事業承継等を中心とした産業振興全般について具体的な施策を検討する「むさしの産業サポートネット（仮称）*」を設置する。さらに、市内事業者が将来にわたり競争力を保てるよう、キャッシュレス決済などを含むＩＣＴ*化やグローバル化への取組みに対する支援を検討する。また、高齢者等の買い物に不便を感じている市民への支援策も検討する。

吉祥寺駅周辺は、大型商業施設と商店街が連携して人気の高い商業集積地を形成しているが、近年では賃貸借料の高騰に伴い、個性的な店舗が減少している。武蔵野商工会議所や不動産事業者等と連携し、個性的な店舗や新しい企業の進出に向けた支援策を検討する。三鷹駅周辺は外食チェーンの本社等の企業が複数立地しており、オフィス街としてさらに発展する可能性を秘めている。三鷹駅北口街づくりビジョン*等も踏まえ、三鷹駅北口周辺で成長可能性の高い分野の企業等が進出できるよう、その方策を積極的に検討する。さらに、外食チェーン本社の集積を生かし、健康福祉や子育て支援分野等との連携を検討する。武蔵境駅周辺は、武蔵野プレイス、境南ふれあい広場公園や複数の教育機関が集まっているため、学生をはじめ地域住民や商業者らが一体となって行う地域活動やネットワークづくりがより活発化するよう支援する。

また、映画・音楽・アニメーション・漫画等、コンテンツに関わる事業者が活発に活動する本市の特徴を生かし、異なる分野の事業者等と連携することで、新しいビジネスチャンスやまちの魅力の創造や発見につながることが期待できることから、関心・意欲のある事業者等で構成するコンテンツ事業者等連絡協議会（仮称）*の設立を図る。

さらに、コンテンツ事業者を含む、デザイン、建築、菓子製造、編集など様々なクリエイターについて、その実態を把握し、様々な可能性のあるクリエイティブ産業の振興を図り、もって本市の強み・魅力の向上に生かしていく。

また、武蔵野市ふるさと応援寄附*を活用した市の魅力発信や地域の産業振興を図る。

(2) 農業の振興と農地の保全

都市農地は生産の場であるとともに、災害時の避難場所や延焼遮断といった防災機能、農業景観の保全、都市環境の維持・確保、生物多様性*の保全、体験農園としての活用など多様で重要な機能を有している。

将来にわたり市内で農業を継続していくため、現行生産緑地*農地が新制度である特定生産緑地*農地に漏れなく移行されるよう所有者への周知と説明を行う。また、後継者の育成について、関係団体、行政等による支援を進める。

農業従事者の減少・高齢化が進む中、限られた資源である都市農地が意欲ある農業従事者等によって有効に活用されることが重要である。新たに都市農地貸借円滑化法*が施行され、市内の農地についても貸借の道が開けたことを踏まえ、関係団体等との仕組みを検討し、農地の保全を図る。相続に伴う農地減少への対応についても研究を進める。



4

緑・環境

Greenery & Environment



この分野では、地球規模の環境の変化を的確に捉えながら、本市が誇る魅力の一つである緑をはじめ、水やエネルギーなどの資源を確実に守り、次世代に引き継いでいくことで、持続可能な環境都市の実現を目指していく。

また、気候変動や社会経済状況の影響を受けたライフスタイルの変化がスピードを増している中、環境に関わる各主体の新たな連携や協働の可能性を模索しながら、環境と調和したまちづくりを進めていく。

基本施策 1

刻々と変化する環境問題への対応

- 私たち人間の活動によって生じる温室効果ガスにより、地球温暖化は確実に進んでいる。
- 日々変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐためには、私たち一人ひとりが自らの問題として認識し、環境に配慮した行動を実践することが必要不可欠である。しかし、こうした活動を継続的に行っていくには個々の活動だけでは限界があるため、新たに設置する環境啓発施設エコプラザ（仮称）*を拠点として、必要な情報の迅速な発信、活動に参加しやすい仕組みづくり、各主体が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。
- また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮した行動を促す。

（1）エコプラザ（仮称）*を中心とした環境啓発の推進

これまで実施してきた環境啓発の取組みにより、省エネルギー・ごみの分別の実践など、基本的な環境配慮行動は定着しつつあるが、地球環境問題は日々刻々と変化している。こうした変化を的確に把握しながら、必要な情報をリアルタイムで市民や市民団体、企業等に提供し、共有することで、その時々に見合った環境啓発の取組みを、多様な主体と連携してしていく。

エコプラザ（仮称）*では、環境に関する総合的なネットワークの拠点施設として、環境情報の一元的集約・発信や、環境学習及び体験の場・機会の提供、異なる主体の連携・活動への支援などを行う。また、持続可能な社会を目指すことで、環境分野の側面からSDGs*の達成に貢献する。



(2) 環境啓発における市民活動との連携

環境負荷を低減した持続可能な社会を形成するためには、緑をはじめとする良好な環境を保全とともに、市民一人ひとりの環境に対する意識の向上が必要不可欠となる。

自然を身边に感じることのできる、緑豊かな環境の形成が、高い評価につながっていることから、より一層、市民一人ひとりが緑の大切さを実感し、暮らしの中で緑を感じられるための取組みを進める。また、緑に親しみきっかけとなる情報発信、参加しやすいボランティア活動の仕組みづくりを行うとともに、ボランティア団体等が継続的に活動できる支援を進める。

ごみ処理における環境負荷及び処理経費削減のため、市民一人ひとりの意識向上による分別徹底と排出量抑制行動が欠かせない。ごみの排出実態をより明確に把握し、また、食品ロス*といった身近な問題とともに、地球温暖化やマイクロプラスチック*問題等の地球環境問題を踏まえ、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組めるような啓発を行う。

持続可能な社会の形成において、多くの市民に水循環*の重要性と下水道の役割等について理解を深めることが重要である。市民の自主的な活動と連携しながら啓発事業を実施していくとともに、住宅への雨水浸透ますや雨水タンクの設置促進を通じ、水循環*の推進を図る。



基本施策 2

地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境、市民生活等への影響が顕在化している。今後は地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出抑制と吸収の対策を行う「緩和策」だけでなく、気候変動に対して人や社会経済のシステムを調節することで、被害を軽減しようとする「適応策」も重要である。全市的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ化・スマート化を推進することで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

(1) 地球温暖化対策としてのエネルギー消費のスマート化

気候変動緩和策として温室効果ガス削減のため、今後も継続してエネルギー消費のスマート化を推進し、脱炭素社会*の実現を目指していく必要がある。

特に市内でエネルギー消費割合の高い業務部門（事業所）、家庭部門に対しての再生可能エネルギーの普及や省エネルギー対策を推進していく。

クリーンセンターを核としたエネルギー地産地消*事業を推進し、さらなる電力の有効活用を図っていくとともに、全市的なエネルギー施策の取組みを進める。

(2) 公共施設における環境負荷低減の取組み

温室効果ガス削減に大きく影響する建築物の環境負荷低減に取り組む必要がある。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が施行され、本市も建築物環境配慮指針を制定した。今後、公共施設の環境配慮基準を設定し、民間の開発・建設の規範となるよう積極的に建築物の省エネ化・スマート化の推進を図っていく。

急速な都市化の進展に伴い、地下水の涵養機能が低下し、集中豪雨による浸水リスクが増大していることから、全市的な課題である水循環*都市の構築を進めていく必要がある。そのため、学校等の建築物だけでなく道路や公園を含む全ての公共施設を対象に、市の技術指針に基づき雨水浸透施設の整備を推進する。加えて、グリーンインフラ*の整備についても検討し、より一層の環境負荷の低減を図る。

基本施策 3

「緑」を基軸としたまちづくりの推進

まちの中にある緑は、市民や来街者的心を癒し、安らぎを与えてくれる。季節を感じる都市景観は、本市の魅力の一つである緑豊かなイメージをより一層高めるとともに、潤いとにぎわいの調和のとれた成熟した都市の形成に欠かせない要素である。加えて、生態系の保全や防災機能、地域の活性化や歴史の継承にも大きく寄与している。

公園緑地や街路樹、農地、屋敷林・雑木林・社寺林、住宅地の花と緑などは本市にとって大切な緑であり、公有地では公園緑地の整備・拡充などにより新たに創出してきた一方で、民有地では開発や維持管理の負担等から減少傾向にある。本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世代の子どもたちに引き継ぐため、昭和48（1973）年に制定した「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、緑を基軸としたまちづくりを推進していく。

(1) 街路樹などの緑の保全・管理

市では、樹種固有の樹形を尊重した街路樹の管理を実施しており、張りのある街路樹は、公園や水辺とともに市民の共有財産であり、緑豊かな本市の魅力の一つとして大きな役割を果たしている。

引き続き、自然樹形による管理を基本としつつ、安全かつ円滑な通行を確保するため、通過車両や歩行者に接触する危険がある枝や道路標識などを隠してしまう枝の剪定、根上がり対策などを中心に街路樹の適正な維持管理を行っていく。また、桜を中心とした街路樹診断を路線ごとに実施し、倒木の恐れのある危険木については植替えを行うなど、風格のある並木の保全を実施し、緑豊かな景観を継承していく。



(2) 緑の保全・創出・利活用

民有地の大木や樹林、農地などの都市の貴重な緑は、維持管理の負担、相続による住宅化などにより減少傾向が続いている。民有地の緑の保全と創出のため、保存樹木等の地域のシンボルとなる緑に対する支援策について、制度の拡充を検討する。また、農にふれる機会を拡充するなど、様々な主体と連携しながら、民有地の緑の確保に向けた取組みを行う。

大規模開発でオープンスペースを創出する際、質の高い緑化に向けた誘導策と評価手法の研究を行うとともに、まちに存在する貴重な公園緑地やオープンスペースを有効に活用するため、地域との連携を行いながら、利用に対する柔軟な運用を目指していく。



(3) 緑と水のネットワーク*の推進

本市では、緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションの機能、災害時の避難路、良好な都市景観などを創出してきた。

緑と水辺の持つ多様な機能の向上のため、生物多様性*基本方針に基づき、自然環境の減少・偏りや気候変動、侵略的外来種の問題を前提に、生態系ネットワークを強く意識しながら、今ある自然環境を守り、新しい自然環境を育て、人間と他の生物の暮らしが適切に調和するまちを目指す。

公園緑地は、公園施設の主要な機能や効用が継続的に発揮されるよう、快適で安全に利用できる維持管理を行うとともに、生物多様性*の向上に努める。また、住民一人当たりの公園面積の充足に向け、公園空白地への重点的な整備や既存公園の拡充と、借地公園の買い取りを含めた恒久的な利用を図り、公園緑地を次世代に残していく。老朽化やニーズの変化等で利用されなくなった公園緑地については、魅力向上のため、リニューアルを推進していく。

点在している公園緑地などの緑や、昔からある農地、屋敷林・雑木林・社寺林など、先人が育んできたまとまりのある緑を守り、市内を流れる玉川上水、千川上水、仙川などの水辺と街路樹でつなぐことで厚みのある緑と水のネットワーク*の形成を推進していく。

広域的な連携として、多摩地域の森林の健全育成と、市民の自然との触れ合いを促すため、二俣尾・武蔵野市民の森事業*で、市民が体験できるイベント等を計画的に実施する。また、新たに創設された森林環境譲与税*に対応した事業の充実や多摩産材の活用を検討する。



基本施策 4

省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

循環型社会を目指したごみ減量の取組みは着実に実施されているが、行政収集の広域化や近隣市との連携、収集運搬と処理を環境負荷と経済性から総合的に考慮した最適なごみ処理手法の研究等、新たなごみ処理のあり方には課題が多く残されている。市民、事業者及び市が、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主体的に取り組む。また、安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を目指す。

(1) 廃棄物処理の最適化

武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会における議論を経て、平成31(2019)年4月より一部資源物の収集頻度の隔週化と収集地区割り・収集品目の平準化を行った。今後も総合的に環境負荷の低減や事業効率化を目指し、ライフサイクルアセスメント*の観点を取り入れた持続的かつ合理的な収集運搬体制と中間処理手法について継続的に検討する。

また、長期的な課題であるごみの広域処理については、近隣市とのごみ処理相互支援を引き続き行いながら、ごみ処理事業全般にわたる情報交換等を行い、広域処理に向けた課題を整理していく。

地域住民の理解のもと建て替えられた武蔵野クリーンセンターは、D B O方式*の事業として、平成29(2017)年4月より20年間の施設運営を開始している。今後も施設運営委託事業者と連携し、ごみ処理施設の安全・安定稼働を継続していく。



(2) ごみの減量、分別、資源化の促進

市民、事業者及び市が連携して、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化を図り、最終処分量を削減させる。特に不燃ごみは、小型家電の拠点回収や宅配便回収により、資源化の促進を図るとともに、リチウムイオン電池に代表される充電池などの危険・有害ごみの分別の徹底を図る。

集団回収*は、廃棄物行政や地域コミュニティにおいて一定の役割を担っているが、同時に様々な問題を抱えている。これらの問題を解決するため、集団回収*が地域コミュニティに対して持つ役割に配慮しつつ、市民や市民団体、事業者等と議論し、望ましい集団回収*のあり方を検討する。あわせて、スーパー等における店頭回収や、新聞販売店の自主回収について、その取組みを顕彰する制度を創出する。

基本施策 5

様々な環境の変化に対応した 良好な生活環境の確保

日々生じている気候変動は、私たちの生活環境に変化を及ぼしている。また、グローバル化の進展やライフスタイルの変化により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれている。外来生物による感染症の拡大や動物虐待など、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

また、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。

(1) 様々な環境問題への対応

地球温暖化による気候変動の影響や人の移動、物資輸送のグローバル化の進展により、新たな感染症や外来生物の侵入による、市民生活や生態系に影響を及ぼすリスクが増加している。また、生活スタイルの変化によって、生活関連公害が多様化している。

これらに対応するため、知見を有する関係機関と平時から連携を図り、新たなリスクにも適切に対応できる体制を構築・維持していく。また、愛護動物の生命を尊重し、適切な飼い方指導や虐待防止の相談等について、関係機関と協力して取り組む。

(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進

健康増進法の改正及び東京都の受動喫煙防止条例等の策定により、施設内が原則禁煙とされる。そのことによって、駅前周辺エリアの喫煙可能な場所が限定されることになり、まちの環境美化への影響と受動喫煙の増加が懸念される。そのため、引き続き路上喫煙禁止マークとポイ捨て禁止マークの路上添付により、まちの美化の推進に努める。加えて、受動喫煙防止に関する啓発事業や路上禁煙地区における喫煙所設置に向けた検討など、総合的な受動喫煙対策を実施する。

また、まちの美化を推進するため、駅前周辺清掃を引き続き実施することで、美しく清潔なまちづくりを行う。



※閉鎖型喫煙所（トレーラーハウス型）導入事例

5

都市基盤

City Infrastructure & Urban Design



この分野の施策は、地域ごとの特性を生かし、市民が参加することによって、より魅力的で活気あふれるまちを生み出すまちづくりを推進するとともに、地域の暮らしを支える道路や上下水道等の都市基盤の整備・維持・更新を行うことを目的とする。

まちづくりについては、これまで培った文化や良好な都市環境を今後も大切にし、地域の魅力や価値を向上する活動への支援や、市民と市が連携・協働しながら地域に活力とにぎわいを創出する取組みを推進する。

都市基盤については、市の将来像を見据えた総合的な視点を持ち、新たな価値を創造していくという「再構築」の考え方をもって取り組み、効率的な財政投資を行うことで、引き続き持続可能で災害に強く、ひとにやさしい武蔵野のまちを実現する。

基本施策1

個性あふれる 魅力的な地域のまちづくり

都市の空間が魅力的な場所であり続けるためには、市民が自ら地域を豊かにする活動に取り組める環境を整備し、地域の実情にきめ細かく対応する必要がある。そのため、地域特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、武藏野市都市計画マスターplan*において土地利用の適切な誘導を促す。

公園・緑地等の公共空間の整備や開発事業に伴う公開空地の誘導等により、ゆとりある街並みを創出するとともに、街路樹や民有地の緑等を保全することで、良好な都市景観を形成してきたことが高く評価されている。引き続き武藏野市景観ガイドライン*に基づく開発調整を行うとともに、今後の屋外広告物*の規制のあり方や誘導の手法について検討する。また、道路の無電柱化、街路樹の整備等により良好な景観を形成し、都市の防災機能や交通環境の向上を図る。

(1) 地域主体のまちづくりへの支援

地域特性に応じた成熟したまちにおける魅力あるまちづくりを進めていくためには、地域が積み重ねてきた風土や文化、活動を捉え、互いの意思や想いを共有するための地域のビジョンを描き、土地利用や活用に関するまちづくりのルールを定めていくことが必要である。市民、市民活動団体、事業者等の様々な主体による対話とまちづくり活動の始動を支援することで、地域特性を生かしたまちのビジョンの共有とまちづくりのルールの策定を進める。

また、心地よい都市空間には、通りや建物だけでなく、その場所を使う人々の多様な活動が必要である。社会実験の実施により街路や公開空地などパブリックスペースの利活用を促進する等、市民等による自発的・自立的なエリアマネジメント*活動の展開を支援することで、公共空間の社会的で文化的な価値を創出していく。まちづくりを支援する制度については、武藏野市まちづくり条例*に基づく支援や、(一財)武藏野市開発公社*のまちづくり支援業務の充実等も視野に入れ、具体策を検討する。



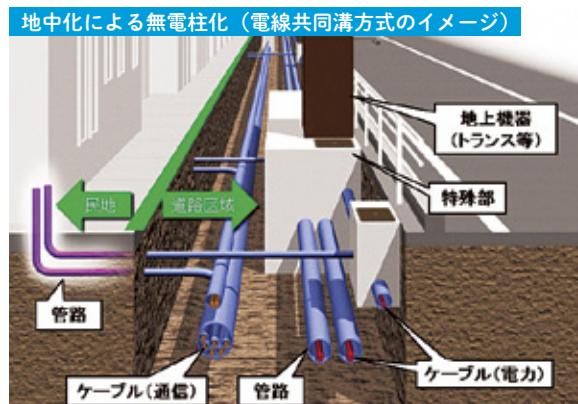
(2) 計画的な土地利用の誘導

業務・商業の集積により都市の活力を維持するとともに、良好な住環境を保全するため、都市をマネジメントする視点から、都市計画と産業振興施策、農業振興施策、地域医療施策等をはじめとした様々な分野との連携を強化する。令和3（2021）年度に改定する武蔵野市都市計画マスタープラン*において、本市の将来人口推計にも留意し、必要な都市機能や計画的な土地利用の誘導手法について検討する。また、必要に応じ、武蔵野市まちづくり条例*や武蔵野市景観ガイドライン*等の制度や基準の見直しを行う。なお、吉祥寺地区の病床確保については、武蔵野市第3期健康福祉総合計画、武蔵野市地域医療構想（ビジョン）2017*及び地区まちづくり協議会の提案を踏まえ、病院立地に向けた取組みを進める。

(3) 魅力的な都市景観の保全と展開

大人も子どもも快適に過ごすことのできる質の高い景観づくりが求められており、加えてシビックプライド*の醸成においても景観の重要性が増している。そのため、武蔵野市景観ガイドライン*に基づく開発調整を行うとともに、景観まちづくりに関する講座やワークショップを継続し、市民意識の向上を図る。都市景観の重要な構成要素である屋外広告物*については、武蔵野市まちづくり条例*に基づく誘導を続けるとともに、今後の規制のあり方や適用範囲、誘導の手法について検討していく。

良好な景観形成、都市防災機能の強化、歩行者等の交通環境の向上を図るため、武蔵野市景観整備路線事業計画（第2次）の進捗を踏まえつつ、今後の無電柱化施策の方向性や具体的な取組み等を定めた武蔵野市無電柱化推進計画（仮称）を策定し、無電柱化のさらなる推進を図る。また、道路空間における貴重な景観資源の保全を行うために、街路樹の適正な管理により安全性を確保する。



出典：国土交通省

景観まちづくり講座



景観整備路線事業による無電柱化（七井橋通り）



基本施策 2

将来にわたり持続性ある 都市基盤づくり

本市は他の自治体に比べ、早い時期から都市基盤を全市的に整備してきた。現在、多くの都市基盤施設等は更新時期を迎えており、老朽化した施設の安全性の確保や防災機能の向上が必要である。中長期的な財政状況、社会情勢の変化等を踏まえ、都市基盤施設等の計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実現していく。

道路分野

本市の道路施設は、舗装や橋りょうにおいては予防保全型の管理を行うとともに、その他の施設に対してはパトロール等による点検を実施し、安全・安心な道路サービスを提供してきた。現状の道路サービスを続けていくうえで、効率的な維持管理に努めるとともに、市民と行政とが共に道路を維持管理していく仕組みを構築する。

(1) 計画的・効率的・持続的な道路施設管理

武蔵野市道路総合管理計画に基づき、将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供するため、計画的・効率的・持続的な道路管理を推進する。道路施設の状況確認や日常点検等が実施できるよう、スマートフォンやタブレット等のICT*を導入・活用していく。

(2) 市民と行政との協働

道路の適切な維持管理の必要性や重要性について、市民等の理解を得られるよう啓発手法を検討する。また、市民と協働・連携した道路管理の実現に向け、道路清掃等の美化活動をはじめとしたアダプト制度*の導入、道路協力団体制度*の構築・活用を検討していく。



QRコードで
アクセス



下水道分野

本市の下水道施設は、昭和40～50年代に集中的に整備をしたため老朽化が進んでおり、今後改築時期のピークを迎える。安定的・持続的に良質な下水道サービスを提供していくため、経営の健全性の確保とともに、中長期の予測を踏まえた計画的・効率的な下水道施設全体の管理を行うことにより、下水道施設の機能確保を図る。



(1) 持続可能な下水道事業の運営

持続可能な下水道事業を実施するために、これまで行ってきた管路施設の予防保全型の維持管理を発展させ、ポンプ施設を含めた全ての下水道施設（ストック）を対象として、計画的な維持管理・改築を実施し、定期的な計画の評価及び見直しを行うことで、精度の高いストックマネジメント*を行っていく。長年の課題である汚水送水先の切り替え等の大型建設事業について、関係自治体の動向等を踏まえながら、事業化に向けた検討を行う。事業推進の手法として、民間活用や広域化・共同化も視野に入れて検討する。

(2) 安定的な下水道経営

安定的な下水道経営に向け、定期的な使用料の見直し、基金の積み立てや市債抑制を行い健全化に努めているが、今後、大量のストックの改築や大型建設事業に加え、工事費の上昇や国庫補助の削減等の経営リスクが見込まれており、より安定した財源の確保が必要となる。そのため、公営企業会計への移行により経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、使用料については4年に1度の見直しを継続し、長期的な経営の安定化を目指す。

水道分野

全国的には、本市のような中小規模水道事業では、広域化・共同化など水道経営の基盤強化が求められている。その背景には、給水収益の減少や、施設の更新、自然災害への対応など、現在の経営規模に見合わない課題が顕在化しているからである。本市においても、今後も安全で安定的な水道供給の持続性を高めていく必要がある。

水道施設は、市民の生活に欠かせない最も重要なライフラインの一つであり、平常時のみならず災害時においても水道水の安定供給を図るために、水道施設の適正な維持管理、更新等を行っていく。また、都営水道への一元化を目指した取組みを推進していく。

(1) 都営水道一元化の推進

本市は、これまで必要量の100%の水源を確保できないながらも市単独で事業を行ってきたが、全国の中小規模水道事業者と同様の課題を抱えており、今後単独事業を維持していくことは困難である。将来にわたり安全・安心な水道供給の持続性を高めるため、都営水道への一元化を目指した取組みを推進していく。

(2) 安定的な水道事業運営

人口が増加し給水栓数が増加しても、節水機器の普及等により、給水量は低下しており収益の増加は見込めない状況である。一方、安定的に水道を供給していくため、施設の維持管理や施設更新を継続的に実施していく必要がある。そのため、武蔵野市水道事業運営プラン*に基づき、より一層の経営の効率化とともに、配水管網の耐震化の促進、浄水場施設の配水ポンプ設備や電気設備等の更新、そして安定的な取水量を確保するための適切な水源施設の維持管理等を行っていく。

建築分野

災害等に対する安全性の確保や商業地、住宅地等のまちの環境の保全のため、民間関係機関と連携し、安心で秩序あるまちづくりを推進していく。

(1) 建築物の安全性や質の向上

建築確認や検査の多くを担う民間関係機関との連携や、既存建築物・設備等に対する定期報告制度を活用した適正な使用・維持管理の強化、違反建築物の取締りを推進し、市街地の安全性の向上を図る。

また、良質な建築計画の認定や既存建築物の再生・有効活用に伴う用途変更などに関する制度改善により、長期間、有效地に活用され続ける建築物を増やし、市街地の質の向上を図る。

基本施策 3

誰もが利用しやすい交通環境の整備

本市は交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅を中心としたバス交通網の整備等により、公共交通の利便性が高い都市である。一方、市域が狭く地形が平坦なため、市民の移動手段は利便性の高い自転車利用が多い状況にある。

地域公共交通の充実による誰もが安全・安心に利用できる交通環境の確保及び自転車利用環境の整備を推進するとともに、ITS*（高度交通道路システム）等の交通に関する新技術を注視しながら、交通管理者、交通事業者等と連携し、市民の移動手段の充実を図る。

(1) 人にやさしいまちづくり

高齢社会の進展等による社会環境の変化に対応するため、路線バス、ムーバス*、タクシーなど地域公共交通の利便性向上や、交通需要等を踏まえた道路機能の見直しを図り、歩行者を重視した道路空間づくりを推進する。

武蔵野市バリアフリー基本構想*を改定し、高齢者や障害者、子ども連れの方など、市民や来街者の誰もが安全・安心に移動できるよう、様々な関係主体と連携を図り、道路、都市公園、建築物やバス・タクシー等の公共交通を含め、総合的にバリアフリー化を推進する。



(2) 自転車のルール・マナー向上と自転車利用環境の整備

道路交通法が改正され罰則が強化されたものの、自転車が関与する交通事故の割合は依然として高い状況にある。自転車利用の際のルール徹底や交通マナーの向上を図るため、警察や交通安全協会等の様々な関係団体との連携により、自転車安全利用講習会や学校・企業・子育て層等への出張講習会等を段階的かつ体系的に実施し、「自転車事故に遭わない、起こさない街（自転車安全利用先進都市）」を目指す。

本市は市外からの自転車乗り入れが多いことから、東京都や関係機関等と連携しながら、主要な道路における自転車走行空間整備を推進し、広域的なネットワーク化を図る。不足する自転車駐車場については、安定的に利用できる自転車駐車場の確保とともに、既存施設の利用形態の見直しによる有効な利活用を図り、各駅周辺の駐輪需要への対応を進める。

(3) 持続的な交通事業の展開

持続的な交通事業の展開を図るため、ムーバス*や自転車駐車場における今後の事業展開や料金体系については、市民サービスのあり方、受益者負担、公平性、事業効率性等に留意し、その適正なあり方を検討する。

基本施策4

安全で快適な 道路ネットワークの構築

市内の都市計画道路*の整備率は約62%であり、南北方向に比べ東西方向の整備が進んでいない。計画的・効率的に道路整備を行っているものの、未だ事業化されていない路線があり、歩道幅員や自転車の走行空間が十分確保されていない区間については整備に向けた対応を行うとともに、生活道路の安全対策として、地域交通の安全性や防災性の向上のため、交通安全の取組みや狭い道路*等の拡幅整備を行う。その他の事業化されていない都市計画道路*や構想段階の区画道路*については、社会情勢や交通需要を踏まえ、今後の交通体系と誰もが使いやすい交通環境のあり方の視点から必要性の検証を継続的に行い、必要な見直しを進める。

(1) 生活道路への安全対策

道路ネットワークが十分に構築されていないことなどにより、生活道路を抜け道として利用する通過交通が流入している。そのため、警察等の関係機関や市民と連携し、交通規制などの法令順守、マナーの向上等を図るとともに、通学路をはじめとした歩行者の利用環境や地域の実情に配慮した交通安全施設等の道路整備を推進する。

防災性の向上と交通の円滑化等を図るため、必要な区画道路*を計画的に整備するとともに、幅員4メートルに満たない狭い道路*においては、沿道の建築物の建替えにあわせて拡幅整備することにより、安全・安心で快適なまちづくりを推進する。

(2) 都市計画道路*ネットワーク整備の推進

市内の都市計画道路*ネットワークは、東西方向の幹線道路は概成道路*が多く、円滑な交通処理を担う都市計画道路*が未着手であることから、混雑する区間を避けて、通過交通が生活道路へ流入している。また、計画幅員が確保されていないため、歩行者や自転車が安全に利用できる環境が整っていない状況にある。

都市計画道路*ネットワークの整備に向け、第四次事業化計画*に基づき優先整備路線*に位置付けられた都市計画道路*については、事業主体である東京都と協力して事業を推進していく。その中にあっても、女子大通りについては歩道が狭く、自転車走行空間も設けられていないため、車いすやベビーカーの利用者、児童生徒等の歩行者や自転車利用者など、誰もが安全・安心に通行できるように拡幅する必要がある。また、一般延焼遮断帯*や緊急輸送道路*としても位置付けられており、拡幅により防災性の向上が図られることから、東京都へ事業化を要請する。事業に際し影響を受ける沿道の市民には、今後も話し合いを行うとともに、生活再建に配慮した丁寧な対応を東京都にも求めていく。

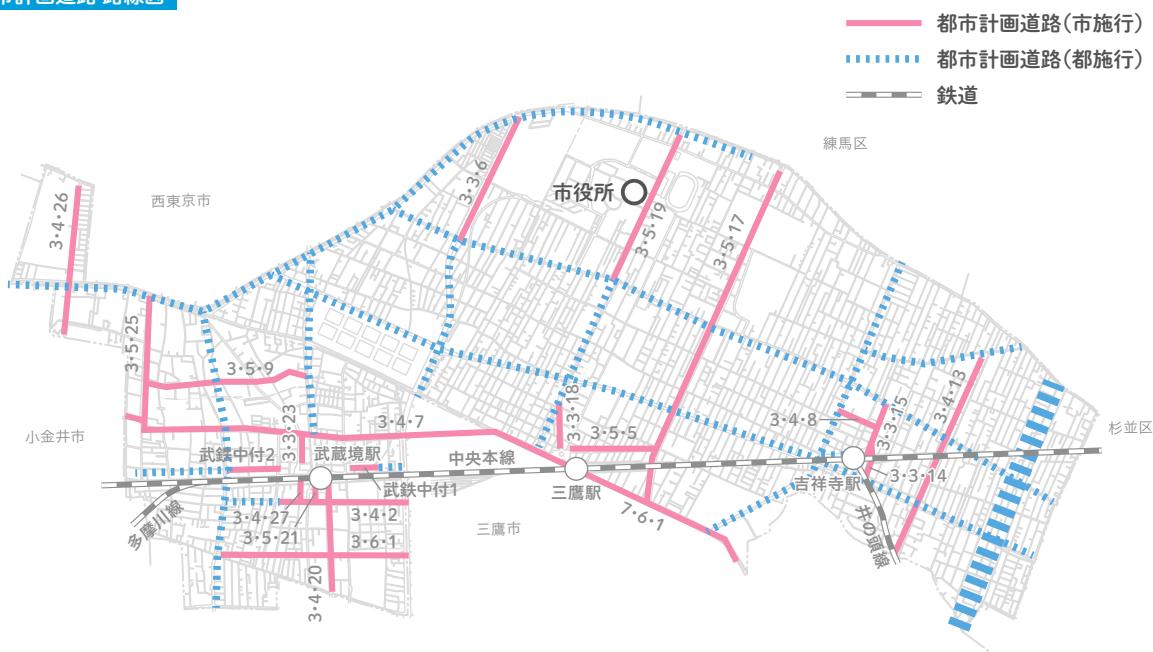
優先整備路線*に選定されず、歩行者や自転車の安全で快適な通行環境が確保されていない五日市街道や井ノ頭通りについては、引き続き東京都に事業化を要請する。

(3) 外環道路への対応

市内が大深度区間となっている都市高速道路外郭環状線*については、生活道路が抜け道となるような交通への影響、大気質や地下水等の環境への影響など、工事期間中や開通後の安全性等に対する市民の不安や懸念を払拭していく必要がある。そのため、検討課題とその解決に向けてとりまとめた「対応の方針*」の確実な履行と、事業進捗にあわせた適時適切な情報提供を事業者に対して求め、安全・安心な事業の実施を事業者へ要請していく。

外郭環状線の2*については、地域の安全性の確保、広域的な交通環境の改善等とともに、地域分断や生活道路への通過交通の流入などによる住環境の悪化等の課題もあるため、総合的な検討が必要となる。本路線は、本市のほか杉並区、三鷹市にまたがる路線であるが、その検討状況は異なっている。市は「話し合いの会」や市議会から必要性を問う意見等が出されている経緯を踏まえ、今後も地域住民の意見を十分に尊重するとともに、沿線区市の検討状況を注視し、連携を図りながら、東京都に対して「検討のプロセス*」に沿った丁寧な対応を求めていく。

都市計画道路 路線図



※3・4・2都施行区間は、第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業に基づき市が事業主体になっています。

基本施策5

安心して心地よく住み続けられる 住環境づくり

住宅は生活の基盤であるとともに、まちを形づくる基本的な要素である。安心して住み続けられる良好な住環境を形成するため、市民、地域、事業者、関連団体等と連携を図りながら、ハード・ソフト両面から住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。

(1) 総合的・計画的な住宅施策の推進

安心して住み続けられる良好な住環境の形成のため、防災性や安全性をはじめ、まちづくり、コミュニティ、子育て・福祉等の幅広い視点を踏まえ、市民、事業者、関連団体等と連携を図りながら、総合的かつ計画的に、武蔵野市住宅マスターplan*に基づく住宅施策を進めていく。

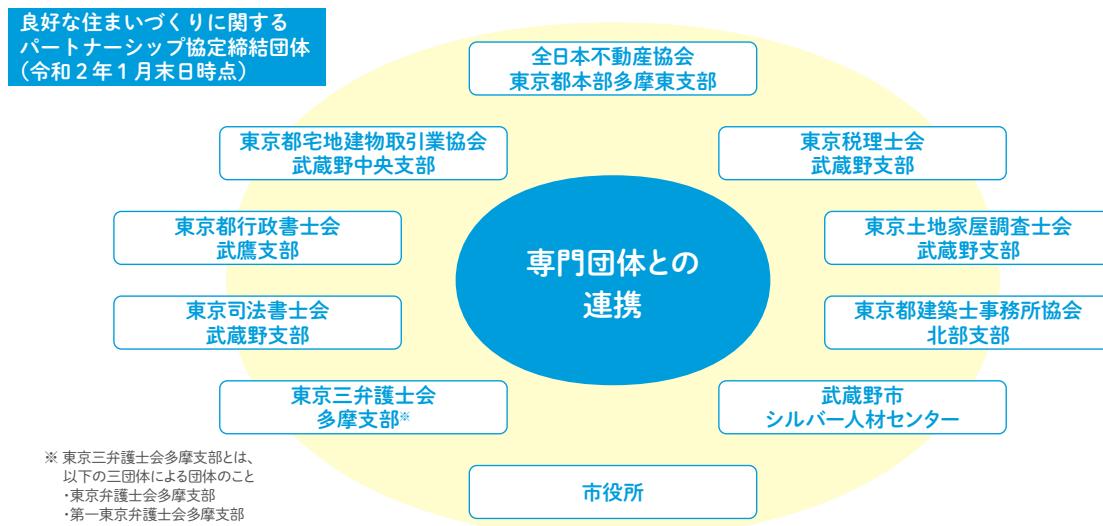
(2) 民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり

新たな住宅セーフティネット制度*を踏まえ、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅困窮世帯に対する支援等については、福祉分野とも連携し、官民一体の包括的な対応を進める。なお、住宅確保要配慮者*の対象者の範囲、支援方法等について多角的に研究していく。

市営住宅や福祉型住宅については、新たな住宅セーフティネット制度*を踏まえ、民間賃貸住宅等との連携も含め、今後の市営住宅・福祉型住宅のあり方や整備について検討する。

(3) 良好な住環境づくりへの支援

空き住宅等の対応も含めた良質な住宅地の維持・誘導、老朽化した分譲マンション等の耐震化や再生に向けた支援、環境配慮やバリアフリーといった快適で安心して住める住宅への支援等、民間事業者や専門団体と連携を図りながら、良好な住環境づくりへの支援を進めていく。



基本施策6

活力とにぎわいのある 駅周辺のまちづくり

社会情勢の変化や都市間競争が激しくなる中、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺において、文化・商業をはじめ、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

(1) 吉祥寺駅周辺

①新たな将来像に向けたまちづくりの推進

吉祥寺は全国的に突出した知名度と魅力度が評価されてきたが、近年は魅力度の減退も懸念されており、吉祥寺をより成長させ、武蔵野市全体の活力へとつなげていく戦略的重要性が増している。都立井の頭恩賜公園等の環境資源、回遊性が高く特徴のある商業地、その周辺にある閑静な住宅地等、これまでに吉祥寺に蓄積された多くの資源を最大限活用するとともに、様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、多様な主体の参加により改定する吉祥寺グランドデザイン*の新たな将来像に向けたまちづくりを推進する。また、吉祥寺グランドデザイン*の実行計画であるNEXT-吉祥寺*の改定を行い、地域住民、地元商業者、企業等と連携して、まちづくりに取り組んでいく。



②エリア特性を生かしたまちづくりの推進

セントラルエリアについては、ハーモニカ横丁*をはじめとした吉祥寺ならではの魅力を有しており、市内外から多くの来街者が訪れている。しかし、中心部の建築物は耐震性や老朽化の進行等の問題を抱えている。全ての人が安全・安心に吉祥寺で時間を過ごすため、民間建築物の建替えや再生等への支援を進め、都市のリニューアルを促進し、吉祥寺の文化や歴史をはじめとした地域の魅力を生かしたまちづくりを推進する。

パークエリアについては、南口駅前広場の整備事業を推進し、歩行者とバスなどの車両が輻輳するパークロードの交通環境の改善や、北口駅前広場を含む駅周辺道路の交通体系の再編について検討する。また、駅から都立井の頭恩賜公園に向かう新たな歩行者動線の整備について検討を進める。武蔵野公会堂については、武蔵野市文化施設の在り方検討委員会での検討を踏まえ、周辺街区のまちづくりの動向を注視しつつ、エリアが抱える地域課題の解決に向け、まちづくりの将来構想とともに一体的な検討を進める。

イーストエリアについては、これまでの環境浄化の取組みや良好な商業環境の創出を踏まえ、引き続き区画道路*の整備や沿道のまちづくりを進めるとともに、点在する自転車駐車場の配置の適正化を図っていく。また、暫定自転車駐車場として使用している市有地の土地利用については、バリアフリー化や道路拡幅に伴う敷地削減など課題のある本町コミュニティセンターの移転を含めた検討を進め、エリア全体の活性化を図っていく。

ウエストエリアについては、住環境と商業環境の調和のとれたまちづくりに留意し、歩行者と自転車、自動車との輻輳の問題や景観に配慮した道路空間整備を、多様な主体とともに進める。

(2) 三鷹駅周辺

三鷹駅周辺は、タワーズマルシェや、むちゅーふれあいマルシェなど市民活動団体・事業者等による取組みが進んできた。今後も三鷹駅北口街づくりビジョン*に基づき、地域に関わる様々な主体と連携し、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。玉川上水を生かした緑豊かでにぎわいの広がる空間の創出や、公共施設等の効果的な活用を検討するとともに、企業にとって魅力ある立地環境と市民にとって良好な住環境との調和と充実を図る。

誰もが安全・安心で快適に移動できる交通環境を構築するため、補助幹線道路*の整備を推進するとともに、自転車駐車場として使用している市有地については、現在の機能を確保しながらもより有効に活用されるよう、産業・文化振興、広場機能など様々な活用方法を勘案し、補助幹線道路*の完成後の土地利用・高度利用等のあり方について検討を進める。



(3) 武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺は、「うるおい・ふれあい・にぎわい」をまちづくりのコンセプトに、市民と協力しながら南北一体のまちづくりに取り組んできた。北口駅前広場の整備や南口駅前広場の改修など、駅前の都市基盤整備が進んでおり、引き続き、武蔵境駅北口の区画道路*や天文台通り等、駅周辺の未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。

都市基盤の整備にあわせて、武蔵境ピクニックや境南盆踊り、さかいマルシェ等、市民・市民活動団体・事業者等によるまちのにぎわいづくりが進められてきた。これらの自主的・主体的な活動への支援を継続しつつ、駅周辺エリアの魅力を向上させ、発展させるための取組みについて検討する。



6

行政財政

Municipal Administration & Finance



この分野は、拡大し高度化する公共課題に対して限られた経営資源を最大限有効に活用し、市民に信頼される市政運営を推進するために必要な体制や仕組みを整備することを主たる目的としている。市民自治によるまちづくりの発展に向けて、市民参加と多様な主体との連携・協働を推進するとともに、希望と活力に満ちた将来の武蔵野市を築くための挑戦ができる財政状況を確認し、その健全性を将来にわたり維持していく。また、長期の視野に立った優先度の高い重要な施策については、未来への投資として、失敗を恐れずに検討し、取り組む。そのため、事業の見直し等による市職員の業務負荷の改善や人材育成の充実を図っていく。

基本施策1

市民参加と連携・協働の推進

- 本市の市民自治による市政運営や共助のまちづくりは、活発な市民参加と協働の取組みにより支えられてきたが、参加する市民の固定化に伴い、市民参加の裾野の拡大が課題となっている。高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る。
- より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との連携・協働の取組みを推進していく。

(1) 自治基本条例*に基づく市政運営

これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史・原則を、将来にわたり継続・発展させていくため、武蔵野市自治基本条例*において市政運営の基本的ルールを定め、情報共有・パブリックコメント手続きなど、市民参加に関する手続きを制度化・体系化するとともに、市民参加・市民自治の考え方を広く周知していく。また、住民投票制度や行政評価制度など条例制定に伴い必要となる個別課題の検討を進める。

行政評価制度の検討においては、目的を歳出削減に限定せず、説明責任や成果・効率の向上など、行政活動の質をより高めることを主眼に置く。また、施策・事業の評価・検証や目標設定等にあたり、国連サミットで採択された国際目標である S D G s * (持続可能な開発目標) の視点を取り入れることについて検討する。



(2) 市民参加の充実と情報共有の推進

各施策の計画・実施から評価の段階まで、市政への市民参加の拡充に向けて、若年層をはじめとするサイレントマジョリティの参加促進や市民同士の討議の場づくりなど、市民参加のあり方を検討し、より多様な参加の機会を整備する。特にまちの将来の担い手として期待される若者世代に対しては、市への愛着を高める効果も重視し、横断的な施策展開を検討する。また、地域における人材の拡充・活用策として、市民人材のスキルや知見を市の業務や地域活動に生かしていく手法を検討する。

市民の市政参加を促すためには、市政の透明性向上と情報共有が必要となる。市報やホームページなど既存の手法も含め、多様な手段による情報提供を充実させていく。職員の広報スキルを高めるとともに、市政の基礎データを市民が広く分析・活用できるようオープンデータ*として公開する。また、スマートフォンやSNS*の市民生活への浸透を踏まえ、それらの新しいメディアを活用して市民が手軽にまちの情報を行政に伝える手法等、市民との新たな連携・協働の手法を実践していく。

民主政治の健全な発展には選挙での積極的な投票参加が欠かせない。情報提供の改善や投票所のバリアフリー化など、有権者が投票しやすい環境づくりを進めるとともに、模擬投票や出前講座等を通して若者世代への教育・啓発活動を充実させていく。



(3) 様々な主体との連携・協働の推進

公共課題の多様化と量的拡大に対応するため、様々な主体との連携・協働がますます重要になっていく。市民・市民団体の主体性を生かした連携・協働をさらに充実させ、人材確保や情報発信等の支援を行っていく。また、財政援助出資団体*や民間企業・大学等の強みを生かした連携を推進する。

市民の生活圏は居住地の行政区域内にとどまるものではなく、市民ニーズや行政サービスの効率性・安定性の観点から広域的な連携を進展させる必要がある。災害時対応、観光・産業振興、外国人支援等、近隣自治体や友好都市との連携を推進する。

基本施策2

効果的な広報・広聴の仕組みづくりと シティプロモーション

- 行政と市民が情報を共有し、市政の透明性を高めていくことが市政への信頼向上に不可欠である。様々な手段を活用し、市民に確実に市政情報を届ける仕組みを構築するとともに、市民の多様なニーズ、地域が抱える課題等を的確に把握するため、広聴手段の充実を図る。
- また、住み続けたい・住みたい・訪れたいとの思いを高める本市への愛着の醸成に取り組み、来街者も含めた広い対象に対してシティプロモーション*を戦略的に進めていく。

(1) 総合的な市政情報提供の推進

市民のライフスタイルが多様化する中、市民の求める多様な市政情報を整理し、求める層に的確に提供する必要がある。ICT*環境の変化や多言語対応の必要性等を踏まえ、災害時・緊急時等にも備えて、市報・ホームページ・FM放送・SNS*等の様々な手段により市政情報をさらにわかりやすくタイミングよく届ける仕組みを整えていく。

予算や財政状況は市政運営の根幹をなすものであるため、市報やホームページを通じて、適切な時期に、市民にわかりやすい表現を用いて、その内容を公表する。

(2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進

多様な市民ニーズを的確に把握し市政に反映させていくため、主として長期計画策定の基礎調査として4年ごとに無作為抽出で実施している「市民意識調査」のほか、各種アンケート、市民と市長との対話の機会や課題に応じた意見交換会、各種の相談体制等の充実を図るとともに、広聴・広報の連携により相乗的な効果を生み出していく。

昭和39(1964)年度から市政運営の参考とするため全世帯を対象として毎年続けてきた「市政アンケート」は、回収率が低下しており、多くの市民要望をより適切かつ効率的に把握するため、市民意識調査の拡充とあわせた見直しを検討する。また、ICT*環境の変化を踏まえた新たな広聴手段の活用について研究する。



(3) 武蔵野市らしさの追求とシティプロモーション*の推進

市民や来街者の社会経済活動の活性化を通じた市の持続的発展の根幹を支えるのは、武蔵野市としての魅力と市民のシビックプライド*である。今まで市民と来街者により評価されてきた本市の個性と魅力をさらに磨き上げ、より能動的にシビックプライド*の醸成に取り組んでいく。そのため、市民に長く住み続けてもらうとともに、本市に対する認知を高めて来街者を増やし、将来の市民につながる転入希望者を増やしていけるよう、シティプロモーション*を推進する。市の魅力の向上という視点を踏まえた新たなブランディングについて議論し、従来型のメディアだけでなく様々な手段を通じて、市の強みや魅力、政策効果などを戦略的・効果的に発信していく。

基本施策 3

公共施設等の再構築と 市有地の有効活用

- 公共施設や都市基盤施設は、市民生活を支えるとともに、まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素である。今後は個々の公共施設等の維持・更新にとどまらず、本市の将来像を見据えた総合的な視点で新たな価値を創造する「再構築」の考え方を持って、武蔵野市公共施設等総合管理計画*を基に取組みを推進する。
- また、市有地を有効に活用し、市民サービスの拡充を図るとともに、持続可能な財政運営を行っていくため、管理コストの節減と歳入の増加にも一体的に取り組む。

(1) 公共施設等総合管理計画*の推進

本計画期間中には、更新時期（原則築後60年）を迎える公共施設（複数の小中学校や武蔵野公会堂など）の増加や、都市基盤施設の老朽化に伴い、施設の維持・更新に多大な費用が必要となる。個々の施設の維持・更新にあたっては、財政見通しや将来人口推計等を踏まえた長期的な視点から、計画的な予防保全により長寿命化を図る。あわせて、市民満足度の向上や時代のニーズを踏まえ、安全性や利便性の高い公共施設等に再整備することで、公共施設等の総量や整備水準の適正化を進める。

公共施設等総合管理計画*の推進においては、市民等と課題を共有し合意形成を図りながら、運営主体等も含めた総合的かつ分野横断的な検討によって取組みを進め、公共施設等の再構築と財政負担の軽減・平準化を図っていく。

(2) 市有地の有効活用

一定年数活用されていない市有地は、利活用方針を見直す。将来的に有効活用する可能性がある土地については、それまでの間、仮設のパブリックスペースとしての利用や民間事業者との連携による活用、一時貸付等により、まちの魅力向上や市民サービスの拡充に役立てていく。将来にわたり活用が見込めない土地については、適切な時期に売却を進め、歳入確保につなげていく。

吉祥寺イーストエリアの暫定駐輪場と吉祥寺東町一丁目の市有地については、市民や関係団体とともに検討を継続し、その結果を踏まえて具体的な利活用を進める。



基本施策 4

社会の変化に対応していく 行財政運営

変化が激しい社会経済状況において、健全財政を維持しつつ、より質の高い行政運営を行えるよう、経営力の強化と行財政改革を推進し、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分していく。進歩の目覚ましいＩＣＴ*を積極的に活用し、市民サービスの質、業務の正確性・効率性の向上や、職員のワーク・ライフ・マネジメント*の実践につなげていく。また、市政運営上の様々なリスクへの取組みをさらに強化していく。

市とともに公共サービスの一部を担っている財政援助出資団体*については、設立目的や役割等を考慮しながら、より効率的・効果的な運営に向けて経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を行っていく。

(1) 経営資源を最大限活用するための仕組みの構築

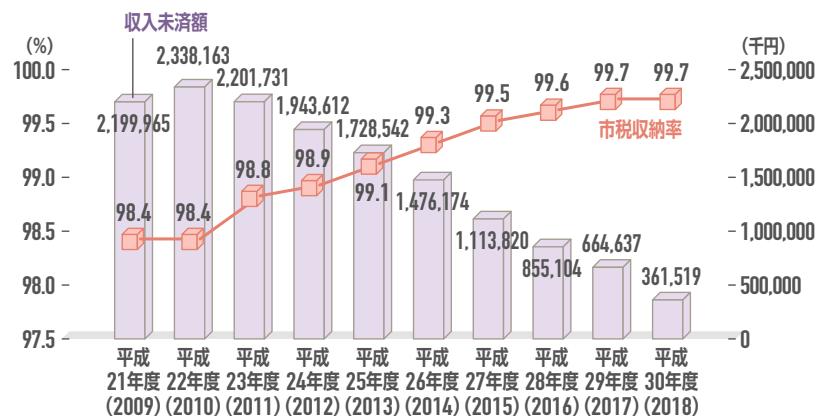
市職員の人的資源や財源等、活用できる経営資源に限りがある中、既存の施策の戦略的な見直しと転換によって、より重要なニーズには積極的に対応し、高い効果を発揮していく必要がある。歳出面では、経常的な事業の経費を抑制し、より重要な施策への予算配分に積極的に取り組む。分野を超えた全体的な視点から既存の事業・施策の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めた見直しを効果的に進めるための新たな仕組みの構築を検討する。

(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化

歳入確保に向けて、市税等徴収率のさらなる向上、債務管理に関する関係規程の整備、基金と市債の活用、市有財産の有効活用、広告料収入の拡大、武蔵野市ふるさと応援寄附*（ふるさと納税）の活用など様々な取組みを行う。また、市税と国民健康保険税の収納・徴収体制を統合することで、窓口の一元化による市民サービスの向上及び事務の効率化と、徴収率の向上を図る。

歳出面では、事務事業及び補助金等の見直しの実施、政策再編による事業の組み替えや廃止を行い、経常的事業経費の節減に取り組みながら、より重要な施策への予算配分に積極的に取り組む。また、今後予定される学校施設の建替え等、大規模な工事に向けて適切な発注方法の研究を行うなど、入札・契約制度改革を推進する。

◆ 市税徴収率（現年課税分）と収入未済額の推移



資料：財務部市民税課『市税概要』（平成21～令和元年度）、
事務報告書（平成30年度）

(3) I C T*の活用による業務生産性と市民サービスの向上

行政ニーズが多様化する中、職員のワーク・ライフ・マネジメント*を支援しつつ、質の高いサービスを提供するため、R P A*の導入やペーパーレス会議環境の整備、A I *導入の可能性の検討等、I C T*を活用した業務効率化を推進する。また、行政文書の電子化を進め、管理・保存等の効率化を図るとともに、より適切な文書管理を実施するために、電子決裁の導入も含めた検討を行う。あわせて、市役所内で情報を共有し、業務知識や経験を活用・継承していく仕組み(ナレッジマネジメント*)を拡充していく。

武蔵野市第六次総合情報化基本計画に基づき、費用対効果の観点を踏まえながら、官民データの活用やオンライン申請の促進等、I C T*を利用した市民サービスの拡大に積極的に取り組むとともに、自治体クラウド*の導入について他市の状況を注視しながら調査・研究を行う。



(4) リスク管理能力・危機対応力の強化

市政運営上のリスクは、自然災害やサイバー攻撃等に加え、新たに生じるもの等、多岐にわたる。リスクの早期発見と発生防止のため、各種点検等を引き続き実施するとともに、その内容や方法について適宜見直し、リスク管理の一層の強化を図る。また、内部統制*の制度を充実・強化していく。

インターネットのリスクに対して、全庁のシステム基盤のセキュリティ対策を強化し、安全なI C T*環境を実現していく。

災害時の執行体制や対応手順等を定めた業務継続計画(B C P*)や各業務のマニュアル等を継続的に点検し、見直しを行うほか、B C P*に基づいた訓練を行う。また、本市職員のみでは対応ができない事態も想定し、受援計画*を策定する。

(5) 行政サービスにおける受益と負担の適正化

行政サービスにおける受益と負担の公平性を維持するため、社会状況の変化を捉えながら、定期的な手数料・使用料の見直しを行う。また、武蔵野市国民健康保険財政健全化計画に基づき、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金の段階的解消・削減が求められている国民健康保険の財政健全化を計画的に実行する。実行にあたっては、被保険者世帯への影響を考慮し、市独自の子育て世帯の負担軽減策の実施等についても検討する。

一部の公共施設では、市民以外の利用の増加により市民がサービスを受けにくい状況が発生しているため、サービス提供のあり方を検討していく。

(6) 財政援助出資団体*の経営改革等の支援

本市の財政援助出資団体*は、福祉・子育て・文化・スポーツなど様々な分野の公共サービスを担い、民間企業で担うことが困難なサービスや質の高いサービス提供等に成果を挙げている。これまでの成果は評価しつつ、市からの委託業務及び委託費が増加し、その重要性がより高まっていることから、さらなるサービス水準の向上や効率的・効果的な団体運営を求めていく必要がある。そのため、適切な評価と指導・監督を行い、各団体の役割や状況に応じた形での自立化や経営改革等を支援しながら、連携・協働を引き続き推進する。(公財)武蔵野文化事業団*と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団*の統合を支援していくとともに、(公財)武蔵野市福祉公社*と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*の将来的な統合に向けた準備と連携について支援していく。

本市の公の施設の多くは財政援助出資団体*が指定管理者として管理運営を行っている。今後の各施設の再整備方針の方向性を踏まえ、指定管理者の公募導入についての検討等、指定管理者制度の効果的な運用を多角的に検討していく。

◆ 指定管理者が管理運営を行う施設

施設名	指定管理者
武蔵野公会堂	(公財) 武蔵野文化事業団
武蔵野市民文化会館	
武蔵野芸能劇場	
武蔵野スイングホール	
吉祥寺美術館	
松露庵	
吉祥寺シアター	
かたらいの道市民スペース	
自然の村	(公財) 武蔵野生涯学習 振興事業団
武蔵野総合体育館	
武蔵野温水プール	
武蔵野プール	
武蔵野陸上競技場	
武蔵野軟式野球場	
武蔵野庭球場	
緑町スポーツ広場	
ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス	
吉祥寺図書館	

(令和2年4月1日現在)	
施設名	指定管理者
0123吉祥寺	(公財) 武蔵野市子ども協会
0123はらっぱ	
高齢者総合センター	
高齢者総合センター デイサービスセンター	(公財) 武蔵野市福祉公社
北町高齢者センター	
北町高齢者センター コミュニティケアサロン	
障害者福祉センター	
桜堤ケアハウス	(社福) 武蔵野
みどりのこども館	
武蔵野商工会館市民会議室	武蔵野商工会議所
コミュニティセンター (分館等含め19館)	各コミュニティ協議会

(7) 新たなニーズに応える組織のあり方の検討

新たな公共課題や変化し多様化する市民ニーズに的確に対応するため、業務効率化や人事制度の見直し等とあわせて、横断的な連携と柔軟で的確な対応ができる組織体制・事務分掌を整えていく。職員定数については、武蔵野市職員定数適正化計画に基づき、各課の業務に応じた偏りの是正や増減の調整等、適正な管理を行う。

基本施策 5

多様な人材の確保・育成と組織の活性化

時代により変化し、多様化・高度化する公共課題に的確に対応し、本市の魅力と活力を高めていくため、最重要となる経営資源は、人材である。今後新たな公共課題に対応していくためには、既存業務の効率化と再構築を進めるとともに、職員の資質と能力を伸ばし、多様性を最大限に生かして、組織力の向上を図る必要がある。そのため、先進的な行政に資する有為で多様な人材の確保・育成の強化と、各職員が十分に力を発揮できる環境づくりや人事・給与制度の改善に取り組む。

(1) 課題に的確に対応できる人材の確保と育成の強化

高度化・複雑化する課題への適切な対応には、職員の見識を広めながら専門性を強化していく必要がある。一般技術職（土木・建築等）や専門職（保健師等）は、現場で技術を深める機会の減少等によって専門性の向上が難しくなってきているため、職員採用や担うべき業務のあり方を検討しながら、体系的な人材育成の仕組みを整えていく。一般事務職については、特定分野に配置しているエキスパート（長期的専任職）*の専任分野の拡大や、主体的なキャリア形成に資するための本人の希望と適性を踏まえた職場配置を検討する。

また、非常勤職員制度の柔軟な活用等により、外部有識者や市民有識者のスキルや知見を政策形成等に積極的に役立てていくことを検討する。

本市の現状を外部の視点から適切に評価できるようになるとともに、先進的な政策を立案する能力を高めるため、国内外の自治体、民間企業及び調査研究機関等への派遣研修や、効果的な自己啓発への支援を充実させる。

さらに、有為で多様な人材の確保を継続できるよう障害者任用も含めた職員採用の方法を工夫するとともに、職務・職責に即した人事・給与制度の適正化を進める。

(2) 組織活性化に向けたダイバーシティ*推進とワーク・ライフ・マネジメント*支援

介護や育児等の様々な事情を持つ職員をはじめ、全ての職員が仕事と生活を両立させ、高い意欲を保ちながら能力を充分に発揮し続けられるよう、多様性を認め合い生かしていくダイバーシティ*の取組みを推進し、職員のワーク・ライフ・マネジメント*の実践を支援する。時差勤務やテレワーク等の柔軟な働き方を推進するとともに、長時間労働の恒常化を是正するため、仕事の進め方や適正な業務量の見直し、ＩＣＴ*活用等による生産性向上とあわせて、残業時間の上限設定等の取組みを強化していく。

これらの取組みを土台として、多様性を生かした活力ある組織作りを進めていくため、職場内に限らず業務や部署を越えた横断的なコミュニケーションの活性化を進める。また、管理職や係長職を中心に一層の組織マネジメント力の向上に取り組む。